

令和元年 9月 3日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和元年9月3日(火)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 特別委員会調査報告 東庄町議会改革に関する調査研究について
(議会改革特別委員会委員長)(別冊)
- 日程第 7 発議第 1号 東庄町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて(別冊)
- 日程第 8 議案第48号 東庄町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 9 議案第49号 東庄町特定教育・保育施設に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第10 議案第50号 東庄町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第11 議案第51号 東庄町公告式条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第12 議案第52号 東庄町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第13 議案第53号 東庄町学校給食センター厨房設備設置工事請負契約の締結について
- 日程第14 議案第54号 令和元年度東庄町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第55号 令和元年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 認定第 1号 平成30年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 2号 平成30年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 3号 平成30年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 19 認定第 4 号 平成 30 年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 20 認定第 5 号 平成 30 年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 21 認定第 6 号 平成 30 年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 22 認定第 7 号 平成 30 年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

日程第 23 認定第 8 号 平成 30 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定について

日程第 24 請願第 3 号 建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金の創設を国に働きかける意見書の提出を求める請願

日程第 25 休会の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

- 1 番 桜 井 莊 一 君
- 2 番 土 屋 光 正 君
- 3 番 宮 澤 健 君
- 4 番 佐久間 義 房 君
- 5 番 板 寺 正 範 君
- 6 番 花 香 孝 彦 君
- 7 番 大 網 正 敏 君
- 8 番 高 木 武 男 君
- 9 番 鈴 木 正 昭 君
- 10 番 山 崎 ひろみ 君
- 11 番 土 屋 進 君
- 12 番 宮 崎 正 吾 君
- 13 番 鎌 形 寿 一 君
- 14 番 城之内 一 男 君

欠席議員

なし

出席説明員（13名）

町	長	岩田利雄君
副町	長	金島正好君
監査委員	平山茂君	
総務課	長	向後喜一郎君
町民課	長	伊藤雅晃君
まちづくり課	長	林栄壽君
健康福祉課	長	海上孝君
会計管理者	飯嶋実知子君	
病院事務	長	寺嶋利和君
農業委員会事務局	長	土屋富士雄君
教育	長	五十嵐正憲君
教育課	長	多田克己君
生涯学習担当課	長	林寛君

出席事務局員（3名）

事務局	長	笹本忠男
次	長	石毛美恵子
主査	岩瀬知博	

(午前10時00分 開会)

議長(城之内一男君)

おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、令和元年9月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番 高木武男君、7番 大網正敏君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から9月13日までの11日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、花香孝彦君。

6番(花香孝彦君)

令和元年9月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る8月27日に議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、発議1件、町長提案16件、請願1件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から9月13日までの11日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は8人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、特別委員会調査報告を行い、続いて、発議第1号を上程し、質疑・採決を行い、延会といたします。

第2日目の4日には、議案第48号から議案第55号までを順次上程し、質疑・採決、その後、認定第1号から認定第8号までの平成30年度各会計歳入歳出決算認定を上程し、提案理由の説明、各会計の決算内容の説明を行います。続いて、監査委員からの審査報告を受け、お手元の委員会付託表のとおり詳細な審査を予算決算常任委員会に付託することとなります。次に、請願第3号を上程し、請願紹介議

員から趣旨説明を求め、所管の常任委員会に付託した後、休会の件を諮り、散会とします。

第3日目の5日から12日までは休会としまして、この間、5日、6日、9日には予算決算常任委員会を、10日午前には文教福祉常任委員会を開催することに合意を見ております。

なお、委員会開催の詳細は、審査日程によりご了承願います。

最終日の13日は、時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、認定第1号から認定第8号までの予算決算常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決の後、文教福祉常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行って、閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、行政執行上の報告及び組合議会等の議会報告を行う予定です。

以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。

議長（城之内一男君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から9月13日までの11日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から9月13日までの11日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第180条の規定に基づく議会の委任による専決処分事項について町長から報告がありました。内容については、配付の印刷物のとおりですが、その経緯等について説明願います。

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、皆様にお配りしてございます専決処分の報告についてをご覧いただきたいと存じます。

損害賠償の額を定めることについて、町長が専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

2ページの専決処分書をご覧ください。

事案の概要でございますが、平成31年3月2日、町所有の外出支援バスが東庄町神田の神田区公民館において、旋回中に誤って公民館のひさしに接触し、建物のひさしと車両後部、左上を損傷するという事故が発生いたしました。町といたしましては、記載の和解条項の内容で令和元年6月21日に専決処分をいたしました。今後このような事案が発生しないよう、安全運転を指導してまいる所存でございます。

以上で終わります。よろしくお願いたします。

議長（城之内一男君）

専決処分事項の経緯説明が終わりましたので、引き続き議長より議会の会務報告を行います。

6月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

なお、議員発議に伴う視察研修等について、派遣議員の代表からお手元に配付した報告書のとおり提出がありました。ご了承願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、発議1件、請願1件を受理しました。

次に、6月定例会において可決されました意見書については、関係機関に送付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、令和元年6月1日から8月25日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

まず1ページ目、総務課の庶務関係でございますが、国家公務員の実地体験研修ということで、6月3日から3名の新任国家公務員を受け入れ、本町の新規採用職員と共に研修をしてもらいました。

同じく庶務関係でございますが、7月23日に表彰条例によります表彰を行いました。今回は善行表彰として、三つの団体をそれぞれ表彰させていただいております。

次に2ページ目、防災関係でございますけれども、6月2日、消防団他8団体の協力によりまして、防災演習を実施いたしました。引き続き関係機関や団体の連携強化、連帯強化、防災意識の高揚に努めてまいります。

次に、プレミアム商品券関係でございますが、7月22日に申請書を住民税非課税の対象者に発送をいたしました。8月25日現在で267件の申請を受けております。

次に4ページ目、町民課の賦課徴収関係でございますけれども、令和元年度町県民税等の納税通知書を記載のとおり発送いたしました。課税額は町県民税普通徴収分2億6,302万100円、また国保税3億4,364万9,600円となっております。町税は町の財源の根幹をなすものでありますので、徴収率の向上に努めてまいります。

次に10ページ目、下段からの衛生関係でございますけれども、各種検診、予防接種等の事業を記載のとおり実施しております。

また11ページ目下段、子ども医療費、高校生医療費対策事業として、6月から8月支払い分の実績を記載しております。この制度は、子供達の健全な育成と子育て世帯の負担軽減に寄与しているものと考えております。

次に13ページ、中段から地域包括支援センター、訪問介護ステーション、デイサービスセンターの活動、利用状況を記載しております。引き続き、子育て支援、老人福祉施策はもとより、町民の皆様の健康作りに取り組んでまいりたいと存じます。

次に14ページ目、まちづくり課の建設関係でございますけれども、舗装、補修工事等、12件の工事と測量業務等の4件の委託業務を発注いたしました。

また、15ページの公園関係でございますけれども、公園等維持管理業務委託3件を発注いたしました。

次に16ページの下段から商工観光関係でございますけれども、6月に観光ふなつり大会、8月は大相撲笹川夏合宿とファン感謝デーが開催をされました。

また、17ページになりますが、今年も東庄ポーク&ビア夏祭りが開催をされ、

町内外から多くの人が集まり、賑わいを見せました。

次に、水道関係でございますけれども、低区配水池更新工事等3件の工事を発注いたしました。

最後に18ページ目、東庄病院関係でございますけれども、入院患者数と外来患者数の1日平均はそれぞれ48.58人と111.63人となっております、順調に運営されているものと考えております。

また、空調関係ですが、保健福祉総合センターを含めた空調設備の更新工事と工事管理業務委託を発注いたしました。

以上で行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

教育長、五十嵐正憲君。

教育長（五十嵐正憲君）

それでは、教育委員会の行政報告の主なものを申し上げます。

まず、19ページ、1項目めの教育委員会関係でございますが、定例の教育委員会を3回、記載のとおり開催しております。

次に、2項目めの学校教育関係の（1）契約関係では、小学校統合関係の契約が5件、中学校技術棟解体に伴う電柱建て替え工事の契約が1件、中学校空調廊下床張りかえの環境整備関係の契約が3件、小中学校の定期報告書業務委託の契約が1件、合わせて10件の契約をいたしました。統合小学校、中学校の整備等、引き続き行っていき、児童生徒が安心して学習に取り組めるように教育環境整備に努めてまいります。

次に20ページ中段の（4）学校給食費助成については、こども園、小学校、中学校の幼児、児童、生徒886名に対して助成いたしました。

（5）統合小学校関係では、総務部会、学校施設・備品部会等の会議を記載の期日に行いました。特に校歌選定特別委員会では、東庄小学校の校歌を選定いたしました。また、児童交流事業として、スムーズに統合していけるように2年から5年の児童が学年ごとに交流活動を行いました。

次に、下段の3項目め、生涯学習関係の（1）契約関係ですが、公民館正面玄関自動ドア交換工事は老朽化による故障のため、交換工事を契約いたしました。

20ページから21ページにかけての（2）生涯学習事業では、子供達対象の事

業、子供会キャンプなどの事業を行いました。公民館を使つての文化のつどいには500名、子供名作劇場には371名が参加して行われました。

(3)社会体育事業、(4)公民館事業、4項目めの図書館関係では、記載のとおり各種事業を実施し、その成果を記載しております。

最後に22ページの5項目め、学校給食センター関係では、学校給食センター建設工事にかかる2件の契約を行いました。また、1学期、給食最終日の7月18日に給食センターの運営状況についてを議題にして、給食センター運営委員会を開催いたしました。現在の給食センターは老朽化のために修理をしながら調理業務を行っておりますが、衛生管理に十分気を配り、安定した給食の提供を続けていけるように努力いたします。

以上で教育委員会の行政報告を終わりといたします。よろしくお願ひいたします。
議長(城之内一男君)

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

4番、佐久間義房君。

4番(佐久間義房君)

おはようございます。一般質問をさせていただきます。

まず、質問事項、スクールバスについて。

要旨1、事故等運行不能時の対処方法は、それをお聞きいたします。

要旨2以降は自席にて行いますので、よろしくどうぞお願いします。

議長(城之内一男君)

教育課長、多田克己君。

教育課長(多田克己君)

それでは、質問事項1、スクールバスについての質問要旨1、事故等運行不能時の対処方法についてお答えします。

その前に、スクールバスの運行業務に関しましては、まだプロポーザルにより有限会社東城観光自動車を契約の相手方に決定したのみで、正式な契約等は締結しておりません。現在、最終的な乗降場所とルートを試走を行うことにより、距離や運行時間を計算しているところです。今後、バスを発注する等の準備期間が必要なた

め、9月中には5年間の長期継続契約を締結する予定です。

それでは、事故等運行不能時の対処方法についてお答えします。

スクールバスが故障により運行不能の場合及び交通事故により走行不能になった場合ですが、受託業者側で責任を持って代替車両により運行することとなっております。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

4番、佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

それでは、会社自体が、業務が遂行出来なかった場合は、どのような対応を考えておりますでしょうか。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

会社が倒産等をして、事業継続が不可能となった場合、そのような場合には当然のことながら、大至急次の業者を選定してまいります。ただし、次の業者が見つかるまでは保護者や地域のボランティアを募りまして、対応していかなければならないと思います。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

4番、佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

副町長の意見もちょっとお聞きしたいんですが、見解をお願いします。

議長（城之内一男君）

副町長、金島正好君。

副町長（金島正好君）

今、教育課長の申し上げたとおり、バスの会社が不測の事態に陥った場合には、いろいろな皆様のご協力によりまして、子供達を学校まで運んでいただくというように思っております。そのいろいろな皆様方と申し上げますのは、先般、全協で申し上げた時には言葉が足りませんでしたけれども、父兄の方、そして地域の方、い

ろいろな方々を想定して言ったわけでごさいます、特定の方々を意味して言ったわけではございません。

以上です。

議長（城之内一男君）

4番、佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

先般、全協では、議員の皆様も是非ボランティアに参加して輸送してくださいというご意見がありましたけれども、自分達も町民が困っているのであればやぶさかではありません。ただし、何か事が起きた時に誰が責任を負うんですか。まして部活なんかの送迎も乗り合わせて行くということも学校では禁止していますよね。それなのにスクールバスの児童に関しては、乗り合わせて運んでいくと、責任は町が負うのでしょうか。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

このスクールバスの保険の加入ということでよろしいでしょうか。

議長（城之内一男君）

4番、佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

あるんですか。とりあえず今の。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

その場合につきましては、当然、安全のために保険等を十分考慮した内容でかけて送迎等を実施していただくような形をとりたいと考えております。

以上です。

議長（城之内一男君）

4番、佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

今、ちょっと話に出ましたから、保険の対応、それは東城観光さんが当然保険に

加入するわけですね。その場合は、自爆で児童を死亡させちゃったと、そういう場合において保険対応で対応出来るんでしょうか。仮に父兄から裁判を起こされた場合、これは東城観光さんだけで補償が賄えられなかった時は、それは町が訴えられるということも十分考えられると思うんですけども、その辺の対応はお考えでしょうか。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

スクールバスの保険の加入については、搭乗者を含んだ対人無制限、対物無制限、車両保険減価償却分の時価で加入とのこと。また、運行にあたり、東庄町に生じた損害及び第三者に及ぼした損害については、受託者側で賠償することとしています。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

4番、佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

わかりました。では、ある程度保険で対応出来るという見解でよろしいですね。

それでは、出発時間に遅れた子供達、それと笹川地区の子供達の対応に対してはどのようなお考えでしょうか。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

スクールバスはバス停を設定しております。そのバス停で遅れた場合、こちらにつきましては、通常の路線バスと同じような考え方の中で、待っているということはいたしません。そのために保護者に責任を持って送っていただくような形を徹底したいと考えております。

以上です。

議長（城之内一男君）

4番、佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

それと、学校へ来る時はいいですね、そのバス停から来る。その子が今度帰る時、橘地区の人が神代のおじいさん、おばあさんのところへ毎日帰るんだと、面倒見てもらうんだと、そういうのは可能なんですか。それで笹川地区の子供達が、そういう対応はしてくれるんでしょうか。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

今後、9月以降に各保護者からどこで乗降、どこで乗ってどこで降りるかという希望をとらせていただきたいと思います。その中で、例えば実家が東城地区にある、そのためにそちらに降ろしていただきたい。それが日常的な通学ルートということで設定していただければ、帰りのバスはそこで降ろすというようなことは可能です。笹川地区の生徒に関しましては、今後、運行していく中で人間的に乘れることがわかれば、それは対応していきますが、今現在は一斉登校、一斉下校という中では、笹川地区の児童生徒に関してはスクールバスの運行については考えていないところでございます。

以上です。

議長（城之内一男君）

4番、佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

部活動の対応なんですけれども、仮に千葉県大会に出場するんだという時とかの利用、それと中学生も遠征に行く時、そういう事情はどのように考えておりますでしょうか。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

遠征という形で土曜日、通常のスクールバスが運行していない時での遠征という形につきましては、業者側と十分協議しまして、その分は運行していただくような形を契約の中に盛り込んでいきたいと思っております。

当然、それにつきましては、スクールバスの契約とは別に別途の契約という形になりますが、それは可能だと思います。

また、中学校につきましても、土曜日、日曜日ということであれば、業者側と十分協議しまして、可能なように協議してまいりたいと思います。

以上です。

議長（城之内一男君）

4番、佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

はい、わかりました。

それと、要旨2の方なんですけれども、現在の運転手と添乗員の進捗状況をお聞きします。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

現在の運転手及び添乗員の進捗状況ですが、運転手については必要人数は確保出来たと聞いております。添乗員につきましては、現在も募集中だという内容で聞いているところでございます。

以上です。

議長（城之内一男君）

4番、佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

それと先程契約のことをちょっと言いましたけれども、9月末ですか、仮契約が。そうすると本契約はいつになるんでしょうか。それとこれは予算を通してからの本契約なんでしょうか。それは予算委員会が過ぎてからの本契約ですか。その辺のところをお聞きします。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

この契約に関しましては、本契約が9月という形になります。それというのも、スクールバスにつきましては、今から発注をしないと間に合わないという形になります。その予算執行ですが、来年の3月に議会において決定していただくというような形になります。契約の文言の中には、その契約が予算が通過出来たらというよ

うな一筆を加えておりますので、もし3月の議会におきましていろいろな状況が出ましたら、その内容によりまして長期継続契約を締結するというような形にすると考えております。

以上です。

議長（城之内一男君）

4番、佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

9月にもう本契約なんですか。自分は仮契約だと思っていたんですけども。仮に本契約を過ぎた後で、来年度でいいんですよね、鎌形議員が議員でなくなった場合、この代表者を変えるのは可能なんでしょうか。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

代表者の変更につきましては、通常の契約の中でも多々あると思います。そのために代表者の変更というのは全く問題がないと考えます。

議長（城之内一男君）

4番、佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

それであれば、やはり来年度でもいいですから、代表者を変えて、実質経営者は鎌形さんなんですから、責任を持ってこういう子供達の安心安全、命を運ぶ事業ですから、責任を持ってやっていただきたいと思います。

それとこの度の入札に対して、契約に対して、町長の認識をちょっとお聞きしたいんですけども。よろしくお願いします。

議長（城之内一男君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

認識というのはどういう認識なんですか。ちょっと質問の趣旨がわからない。お願いします。

議長（城之内一男君）

4番、佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

結局、この契約に対して、実質経営者は鎌形寿一、これは誰しもが認識しているところであります。まして現職の議員さんであります。これは社会通念上、今、政治倫理条例上、ちょっと抵触するような形になると思うんですけども、その辺の認識をお聞きしたいと思います。

議長（城之内一男君）

町長。

町長（岩田利雄君）

倫理という言葉で言うと大変難しいんですね。ですから、法的にどうだということでお話を申し上げます。法的には何の問題もありません。

以上です。

議長（城之内一男君）

4番、佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

自分は法的にどうのこうの聞いているわけではないです。倫理上、議員の資質、これはやはり倫理条例を制定しなくても、何しなくても、これは議員たるものが町からの利益供与を受けてはならないというようなことはうたっておりますよね。その辺のところに抵触するんじゃないんですかということをお聞きしているんです。

議長（城之内一男君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

抵触いたしません。

議長（城之内一男君）

4番、佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

わかりました。そういう認識でよろしいですね、はい。

では、以上です。

議長（城之内一男君）

それでは、以上で佐久間義房君の一般質問を終わります。

次に、10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

おはようございます。通告に従いまして、本日の一般質問を行わせていただきます。

初めに、災害時の町民を守る取り組みについて伺います。

9月1日は防災の日として自然災害への認識を深め、備えを確認するための日と考えております。

昨今、各地で何十年に一度の大雨被害や過去に例を見ないような災害が発生しております。日頃からの防災力向上に努めなければと改めて考えさせられます。

本年6月、議会として大規模災害時における相互応援に関する協定を結んでいる埼玉県志木市に研修に行かせていただきました。防災危機管理課の方の説明を受けましたが、その中で我が町でも取り入れるべきと考えた点を質問いたします。

初めに、防災訓練の実施ですが、以前は形を重視した見せる訓練だったが、東日本大震災以降は、より実践に即した訓練を行っていて、4年に一度は市民総合防災訓練を、他には自主防災組織となる36町内会の7、8割が毎年防災訓練を実施しているとのこと。また、市内の八つの小学校を避難所として開設するにあたり、地区災害対策本部員を配置、更に防災協力員として学校教職員、町内会代表者に対し2年の任期で市長が委嘱し、主な職務は避難所の鍵開け、市民の誘導、被害状況等の情報収集を行うなど、また市内11ヶ所に土のうBOXが配置しており、更に各小学校に防災備蓄倉庫を設置、その他、様々防災に対する取り組みがなされておりました。そこで見習うべき取り組みをしている志木市と比較して、我が町の現状と課題について執行部の見解を求めます。

次に2番目の質問事項のごみ行政について伺います。

初めに、循環型社会を目指す取り組みについて伺います。

私は主婦の目線と、更には大切な子供や孫達世代に対して、この地球を安心安全なものとして残していくためにも、しっかり取り組まなければならない問題かと考えております。

現在、ごみ処理事業については、一部事務組合で行っていることは承知しております。現場では平成25年4月から小型家電リサイクル法が施行され、町でも収集ボックスが設置され、またごみの減量化、資源化の取り組みとして、プラマーク製品の分別回収も始まり2年が経過しております。伊地山にある一般廃棄物最終処分

場の延命措置として、様々取り組んでいることも承知しております。可燃ごみの中でも生ごみは水分を多く含むため、処理するにも多くの燃料を必要とします。我が町としては、生ごみ処理に対しては、コンポストや生ごみ処理機に対する助成を行っていることも認識しております。その上で申し上げますが、全国各地ではごみの分別に取り組み、リサイクル率を上げているところがあります。鹿児島県大崎町では、町で廃棄されるごみを焼却に頼らず、住民主導で資源化に取り組む独自のシステムを確立し、埋立処分場の延命化や町の収益、雇用増につなげる事業を展開し、リサイクル率は現在 8 割を超え、12 年連続日本一を達成しました。栃木県野木町では、生ごみと剪定枝を別回収して堆肥を作っています。栃木市でもごみ 3 分の 1 原料大作戦市民運動と銘打って、段ボールコンポストで生ごみから堆肥を作る取り組みをしています。その他、各地で取り組みがなされています。これは我が町でも取り組むべきことではないかと考えますが、更にリサイクル化を促進するためにどのような取り組みをお考えか町の見解を求めます。

次に、可燃ごみの収集方法について伺います。

我が町は、戸別収集を基本として、一部ステーション収集を実施しているかと思えます。現在、香取市では、各地区の実情に合わせ、補助金を出して、ステーションを設置しての収集になっています。同じ事務組合の中でも収集方法が違っております。戸別収集の方が町民にとっては良い場合があると思えますが、この先はどのようなようになっていくか伺います。

また現在、国道沿いの収集に際して、危険であるとの声も聞いておりますが、どのようにお考えかお聞きしたいと存じます。

次に、質問事項 3 の教育行政について伺います。

初めに、小中学校の二学期制の導入について伺います。

子供達は夏休みも終わり、新学期がスタートしたところです。私達の世代は夏休みと冬休みを挟んでの三学期制が身につけております。しかし、現在、近隣の香取市、匝瑳市、多古町等は二学期制を採用しています。我が町は従来 of 三学期制としております。どちらにもメリット、デメリットがあると思えます。二学期制の導入に対する考えを是非教育長にお聞きしたいと存じます。

次に、部活動指導員の受け入れの現状と課題について伺います。

昨今、教員の勤務実態、過重労働が問題となっております。特に中学校の部活動

指導も教員の負担を大きくしている現状かと思います。2017年度から部活動指導員が制度化されました。これまでも部活動に外部指導者を導入している学校はありましたが、いろいろと制約があり、難しいところがあったかと思います。そこで、我が町の現状と導入を検討する考えはあるか、課題も含め、教育委員会の見解を求めます。

最後に子ども議会の開催について伺います。

これまで何度も提案させていただきましたが、教育カリキュラム等の都合で難しいとの答弁でした。しかし、近隣の市町でも開催しています。出来ないことはないと思います。主権者教育を念頭に、東庄町の将来を担う子供達の町に対する思い、また課題等、十代のストレートな意見を発言出来る機会を設定してあげてほしいと考えます。教育委員会の見解を求めます。

以上で1回目の質問を終わります。2回目からは自席にて一問一答方式で行わせていただきます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、山崎議員の質問事項1、災害時の町民を守る取り組みについて、お答えをいたします。

私も議会の行政視察に参加をさせていただき、志木市の防災取り組みについて研修をさせていただきました。志木市は、東京のベッドタウンで東庄町の5分の1ほどの面積に本町の2倍以上の市民が住んでおり、人口密度の高い自治体でございます。東庄町とは防災環境が異なりますが、見習うべき取り組みを見習ってまいりたいと思います。

まず、防災訓練についてですが、本町では毎年6月初旬に役場駐車場で消防団や区長会、民生委員、町職員等が参加し、防災演習を実施しております。応急救護訓練や情報伝達訓練等を通じ、自衛意識の徹底、防災行動力の向上を図ることを目的としております。

志木市では、4年に一度、総合防災訓練を実施し、更に毎年実践に即した防災訓練を町内会ごとに実施しているとのことですので、東庄町でもこれを参考に実施方法を検討してまいります。

次に、防災協力員についてですが、東庄町では、各区を自主防災組織と位置づけしており、行政と地域住民が連携して協力し合って防災活動を行っていただくことを想定しております。各区の区長様方が志木市における防災協力員に当たるものと考えております。区長さんを中心として、区民の皆さんに更に防災意識を高めていただくよう、努めてまいります。

次に、土のうについてですが、現在、東庄町では水防倉庫に土のうをストックしており、台風前の出水期には、希望する町民の方へ支給をしております。

次に、防災備蓄につきましては、本町では小中学校を初め、庁舎、保健福祉総合センター、ふれあいセンター、東庄病院など、14ヶ所に防災倉庫を設置しております。備蓄品につきましては、大規模災害に備え、資機材、物資等の整備を図ってまいります。

以上で私からの答弁は終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（城之内一男君）

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長（伊藤雅晃君）

それでは、私の方からは、山崎議員から質問がございました、ごみ行政についてのご質問にお答えいたします。

初めに、循環型社会を目指す取り組みでございますが、生ごみのリサイクルの件でございますが、町では、各家庭において生ごみをリサイクルしてもらうよう平成3年度からコンポスト、また平成14年度からは生ごみ処理機も加えた形で購入費用の一部を補助しております。しかしながら、現状では各家庭での生ごみリサイクルを実施している家庭はまだ少ないと感じております。

生ごみ、強いては可燃ごみの減量は、町にとっても重大な課題であります。町では、ごみ減量化、リサイクルの推進として各種啓発を行っておりますが、その一例を申し上げますと、平成29年10月号の広報紙に気軽に出来る取り組みといたしまして、生ごみの3キリを掲載しております。この3キリとは、使い切り、食べ切り、水切りであります。このように、まずは自分の出来ることから気軽に取り組んでいただくことが大切だと思っております。

山崎議員がおっしゃいました段ボールコンポストにつきましても、各家庭で出来る気軽な取り組みと思いますので、広報紙やホームページ等、更にはごみ分別出張

PRでも啓発していきたいと思えます。

また、各地の先進的事例を研究し、東庄町に合った取り組みがあれば取り入れていきたいと考えております。

次に、可燃ごみの収集方法についてお答えをいたします。

可燃ごみの収集方法につきましては、町の可燃ごみ収集方法は、ルート方式として実施しており、収集ルート上であれば自宅前を出して良いとなっております。また、一部でステーションとのことでございますがルート外の家庭がルート上までごみ出しをしますので、数軒まとまって自主的ステーションの形になっている箇所もございます。ご承知のとおり、香取広域市町村圏事務組合の構成市町であります香取市、神崎町においては、ステーション方式を採用しており、東庄町だけが収集方法が違っております。町と香取広域市町村圏事務組合で定めた一般廃棄物処理基本計画では、組合管内の収集方法の一元化が目標としておりますので、ステーション方式の導入について、慎重に検討をしているところでございます。

国道沿いの収集作業につきましては、作業員の事故防止、通行車両の渋滞緩和の関係で、利根川河口堰から東今泉までの区間は通行車両の多い朝の時間帯の収集を避け、早くても午前11時頃から収集といった工夫をしているところでございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

議長（城之内一男君）

教育長、五十嵐正憲君。

教育長（五十嵐正憲君）

質問事項3、教育行政についての質問要旨1の小中学校の二学期制の導入をどのように考えるかについて、私からお答えさせていただきます。

現在、近隣市町で二学期制を導入しているのは、議員が述べられたように、香取市や多古町、匝瑳市などで二学期制を導入して学校運営を行っている小中学校があります。二学期制にするか三学期制にするかは、各市町村で決められている小学校及び中学校管理規則でどのように決められているかによって決まっていますが、千葉県内54市町村のうち二学期とすると二学期制だけを採用している市町村は18.5%の8市町であります。また、三学期とすると三学期制だけを採用している市町村は64.8%の35市町村です。その他の11市町は、教育委員会に届けることによって、三学期制でも二学期制でもとれるように規則で決まっております。

本町では、学校管理規則で三学期とするとなっておりますので、町内全ての小中学校は三学期制であり、二学期制を導入している学校はございません。

二学期制が導入され始めたのは学校完全週五日制が始まったころであり、学校完全週五日制によって、土曜日の授業時数が減った分をこれまで行っていた長期休業前の短縮授業を行わないで、授業時数を確保しようとしたことが二学期制の導入の始まりです。

銚子市では、三学期制でも二学期制でも導入出来るように管理規則が変わった時に全ての学校で二学期制になりました。しかし、二学期制で学校運営を行っているうちに、三学期制の方が長期休業中の前後で学期が区切られるので、メリハリが出来、生活リズムが作りやすいことや、これまでの三学期制の方が保護者も違和感なく受け入れられるなどの理由により、現在では全ての小中学校が三学期制で学校運営を行っております。

匝瑳市でも、一時期、全ての小中学校が二学期制になりましたが、中学校は高校進学の評価等のために三学期制に戻ったそうです。

当初の二学期制の目的だった授業時数確保は、行事の精選や短縮授業などを行わないことで現在、町内の小中学校の授業時数は確保されております。

また、近年は、働き方改革の観点から、二学期制導入という考えもございます。本町では、町内の小中学校で子供達の評価や学習所見、行動所見を通知を通して保護者に示すことを年3回行っておりましたが、年2回にして先生方の負担を軽減するなど、三学期制のまま教師の働き方改革に対応した通知表のスタイルを工夫している学校もございます。

以上の状況から、現段階では本町の小中学校の二学期制導入は考えておりません。

私からは以上でございます。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

それでは、質問事項3、教育行政についての質問要旨2、部活動指導員の受け入れの現状と課題について、ご説明させていただきます。

中学校の部活動においては、担当となる部活動の顧問となる教諭が必ずしもその専門ではなく、生徒に専門的な知識を教えられないために苦労しているとの話も聞

いております。幸いにも、東庄中学校において、部活動の顧問はそのほとんどが顧問である部活動の経験者であるため、運動部において一名の方を外部指導員としてお願いしているのが現状です。

一方、外部指導員が顧問の教諭等と連携・協力しながら部活動のコーチとして技術的な指導を行うのみの活動に対しまして、部活動指導員となりますと、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とすると規定されています。そのため、部活動指導員となると実技指導のみならず、保護者への連絡から学校外での大会や練習試合、年間、月間指導計画の作成、生徒指導にかかる対応、事故が発生した場合の現場対応等、正規の教職員と変わらない責任が生じてくることから、制度化されても人員の確保といった面で難しく、東庄町では現在配置されていませんでした。しかしながら、教職員の働き方改革による業務の軽減等の観点から重要と考えておりますので、適任者がいれば積極的に受け入れていきたいと思っております。

続きまして、質問要旨3、子ども議会の開催について、お答えします。

議員からご質問のありました子ども議会に関しましては、過去において平成7年から平成13年までの7回にわたり中学生模擬議会として実施しました経緯があります。

当初は社会科授業の一環として、中学3年生を対象に開催していましたが、模擬議会が中止となった経緯に関しましては、事前打ち合わせから質問事項の指導、行政との調整、リハーサル等、模擬議会の開催に費やす時間が非常に多かったためと聞いております。

また、当時の中学校の教育課程のカリキュラムの変更に伴い、授業時数の確保が非常に厳しい状況となったことにより、学校側の実施しないとの判断を尊重したとのことです。

しかしながら、18歳、選挙権も実施になったことから、早くから子供達にも東庄町や政治に関する興味を持たせ、体験してもらうことは非常に良いことだと思います。今後、子供達の町への素直な思い、ストレートな意見を聞く機会として、学校側と実施に向けて前向きに検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

それでは、防災の取り組みについて、再質問をさせていただきます。

志木市とは人口や土地の面でも大きく違っているところがありますので、全て同じというわけにはいかないということは承知しております。

まず、防災訓練ですけれども、消防団、区長さん、民生委員、その他様々な役職を担っている皆さんが実施していることは認識しております。そして各区を自主防災組織と位置づけていることも承知しております。志木市のように、自主防災組織である各区でも防災訓練は実施すべきだと考えております。そして何回も訴えさせていただきましたが、是非各区の中に女性の防災委員のような形で人員配置が出来ることを望みます。

それから、土のうBOXですが、志木市は市内11ヶ所に設置しており、必要な時は近くの設置場所に取りに行けるようです。我が町は水防倉庫のところだけだと思いますが、この点についてはどのように考えていますか。

また、防災倉庫の備蓄品ですが、飲料水や食料品等もあると思いますが、子育て中の方のために液体ミルクを備蓄品に加えていただきたいと考えます。災害時にはミルクを作ることが困難になります。また、ふだん母乳で育てている母親も環境の変化で母乳も出なくなります。昨今、常温で保存可能なミルクが開発され、認可されています。是非備えていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

お答えを申し上げます。

土のうBOXについてですが、東庄町では住宅密集地が多い志木市と異なり、間口が広い住宅が多いため、土のうを取りに来る方は平均して20個程度の土のうを持っていかれます。土のうの重さは概ね1個18キロ程度のため、重さとして360キロ程度になります。そのため、多くの方は車で土のうを取りに来る状況であります。志木市の土のうBOXの取り組みは有効と思いますが、東庄町では本町の特性に合った方法で土のうのストックを検討してまいりたいと思います。

また、災害時の備蓄品としての液体ミルクにつきましては必要なものと考えます

ので、早速配備してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

土のうBOXの件は承知いたしました。うちは1ヶ所なんですけれども、とても手で一輪車でというわけにはいかないかと思えます。私も頼まれて運んだことがありますけれども、これから逆に土のうをどうやって困っている人のところに届けるかの方が問題になってくるのではと思えます。

あと液体ミルクの件ですが、早急な対応をしていただいております。よろしくお願いいたします。

次に、ごみ行政のリサイクル化の促進についての再質問です。

一部事務組合で全て行うのではなくて、小さな町だから取り組めることがあるのではと考えております。先進事例を参考に我が町でも一つでも新しい環境を考える取り組みをすべきと考えます。

私もプラマーク製品は出来るだけ可燃ごみと分けて出すように心がけています。しかし、地区のリサイクルステーションを見てもまだまだ分別して出している家庭は多くありません。数字を聞かなくても一目瞭然です。町のイベント等でごみを集める時も、一応は分別回収していますが、汚れたままのプラマーク製品は、そのままでは可燃ごみとなってしまうと思えます。そこで、まずは子供達に環境教育をすべきと考えますが、いかがでしょうか。そして何より長年の生活習慣が変えにくい大人にも具体的に教えてあげる機会が必要かと思えますが、いかがでしょうか。

議長（城之内一男君）

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長（伊藤雅晃君）

ふれあい祭りやポーク&ビア夏祭りなどのイベントでの発生ごみにつきましては、残念でございますが、可燃ごみ処理されているものがほとんどでございます。次回開催時にはリサイクルに取り組むよう、お願いをしていきたいと思っております。

子供達の環境教育といたしましては、町内各学校において、今年の3月から子供達による給食で出された牛乳パックのリサイクルが始まっております。これはメー

カーによる廃棄物の回収が行われなくなったという事情はございますが、これを機に町教育委員会が環境教育の一環として児童生徒が自ら牛乳パックを洗って、開いて、乾かすという取り組みを行っております。また、東庄中学校で行われる租税教室にごみ分別出張PRといたしまして、町環境担当と香取広域市町村圏事務組合職員がお邪魔させていただき、ごみ処理に関わる税金に話を絡め、分別をレクチャーしております。

大人へのごみ分別PRでございますが、平成31年3月にごみ分別辞典を発行し、各戸配布をしております。分別を廃棄する品目ごとにあいうえおで検索出来るもので、大変好評を得ていると感じております。また、香取広域市町村圏事務組合で、なぜごみを減らさなくてはいけないのかというPR用のDVDを作成いたしましたので、このPR用DVDを住民が見る機会というのを企画していきたいと思っております。

以上になります。

議長（城之内一男君）

10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

やはり啓発しかないのかなと思いますけれども、日本人は良くも悪くもみんなと同じというのが、一緒が安心する傾向があると思います。環境のことを考えて行動する習慣が身につけば良いと思います。やはり啓発活動を重ねていただき、意識を持つ町民が一人でも多くなることを望みます。子供達にしてもお年寄りにしても、私達世代もそうですけれども、意識を持って改革していける一人一人になっていただくようにするしかないかなと思っております。

次に、ごみの収集方法ですけれども、このまま東庄だけ別の方式というわけにはいかないと思います。住民サービスの点から見れば今の方式が良いと考えますけれども、組合で行っている事業ですから、公平性に欠けると思われます。慎重に検討しているとのことですから、これから現状把握や町民への説明等も含め、混乱が生じないようにお願いします。

また、国道沿いの収集については、事故などが起きてからでは遅いと思います。早急に検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（城之内一男君）

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長（伊藤雅晃君）

この点につきましても、住民サービスの点からも、今後慎重に検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（城之内一男君）

10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

町民課環境係の皆様の努力をよろしくお願いいたします。

次に、教育行政について再質問させていただきます。

小中学校の二学期制の導入について、教育長の見解をお聞きいたしました。どちらがベストなのかは難しいところかと思えます。今現在、うちの町も通知表の評価を2回にしているところがあるということですので、それは聞いて少し考えました。

また、部活動指導員の導入についても、町の予算も含め、難しいところかと考えます。答弁にもありましたけれども、どちらも教職員の働き方改革で教員の負担軽減が大きな狙いだと思えます。そこで是非教育行政の中で出来ることは率先して取り組み、情熱を持って働いてくれる人材が我が町に配置出来るように教育委員会として検討、研究することを提案させていただきたいと思えます。

最後に、子ども議会の開催は来年度からでも実施出来ますでしょうか。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

実施するとすれば中学校の3年生ということで、公民を習っている、その中で子ども議会という形で対応していきたいと考えております。中学校につきましても、今後、先生の方でも前向きにという話でありましたので、来年度には実施出来るような形で取り組んでいければと考えております。

以上です。

議長（城之内一男君）

10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

ありがとうございました。来年度は統合小学校がスタートします。保護者も学校側も教育委員会も大変かと想像出来ます。私達議員も混乱が生じないようにアンテナを高くして、町民の声を正確に、迅速に捉え、大事な子供達のために働くことをお誓い申し上げまして、本日の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（城之内一男君）

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時10分からとします。

（午前11時02分 休憩）

（午前11時10分 再開）

議長（城之内一男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

高木です。一般質問を行います。

スクールバスの運行管理について。

小学校が統合され、スクールバスによる子供達の輸送が計画されました。町教育委員会によって、車両を用意して、スクールバスの運行業務が行われるはずでした。計画は二転三転し、全てのスクールバス業務を委託するとのことですが、子供達の安全輸送を考えた時、心配されることが多々あります。その中から、以下の3点についてお聞きいたします。

要旨1、車両の安全確保について。

教育委員会においては、いろいろな建物をつくる時には、自動車に例えると高級車に当たるものがつくられています。子供達の安全輸送を考えると、新車の導入は当然だと思いますが、お伺いいたします。

いくら新車を導入したとしても、日々の始業点検や法定3ヶ月点検は非常に重要なものです。子供達の安全輸送には車両の安全確保が求められます。これらの点検や車両の整備について教育委員会はどのように関わるのでしょうか。

要旨2、運転者の健康管理について。

いくら安全が確保された車両が用意されても、運転者に健康上の問題があった場

合には重大事故になる危険性があります。ふだん健康に見える人でも突然発作を起こして運転が出来なくなる重大事故につながった交通事故が新聞やテレビで報道されています。こんな事故はないことを祈りますが、絶対にはないとは言い切れません。教育委員会は、運転者の健康管理についてどのように取り組んでいくのでしょうか。お伺いいたします。

要旨3、スクールバスの運転業務だけの委託から車両を含む全てを委託したのはなぜですか。

教育委員会においては、スクールバスの運行管理については全て自前で行うとしていましたが、途中から運転業務については業務委託するとなりました。そして3ヶ月前には車両を含めて全てのスクールバスの運行管理を業務委託するとなりました。なぜこのようにスクールバスの運行計画が二転三転したのでしょうか。運転業務だけの委託から全ての業務委託へと変更されました。変更した理由はなぜですか。お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

それでは、質問事項1、質問要旨1、車両の安全確保についてお答えします。

車両の点検整備に関しましては、業務委託契約の中に盛り込むこととなります。業務委託契約書の中で受託者が安全運転管理者と整備管理者を置くこととなっているため、日常において教育委員会が直接関わることはありません。後日、日報等で報告を受ける形となります。

続きまして、質問要旨2、運転者の健康管理についてですが、こちらも受託契約の中に盛り込むこととなります。仕様書の中では、運転手の健康状態を把握し、健康診断の受診計画を踏まえて適切な運行管理を行うこと、運転手及び添乗員の緊急時の交代要員について確保出来る体制が整っていることとなっており、当然のことながら受託業者が出発前の朝礼等において乗務員の健康状態を把握し、万全な体制を取るようになります。

質問要旨3のバスの運転業務だけの委託から車両を含む全て受託した経緯ですが、台数の変更や業務委託への変更方針等については、変更の都度、全員協議会の場な

どでご説明させていただきました。その経緯を取りまとめてご説明しますと、当初、統合を決定した当時は、バス4台を直営で運行し、朝の登校2便、帰りの下校2便での計画でした。その後、香取地区の小学校においては、朝の部活動を行わないことが決定し、朝は一斉登校とならざるを得なくなりました。そのため、昨年12月の山崎議員の一般質問の答弁の中で、バスは当初の4台から9台必要となり、台数が増えたことにより、町でバスを所有する場合は、駐車場や維持管理が難しいため、車両を含めて業者委託することを軸に検討を進めているとご説明させていただいたところです。最終的には、4月に開催されました全員協議会において、今回のプロポーザルの内容をご説明させていただき、現在の状況に至っています。

現在、おでかけ支援バスは町所有で車両の故障時の対応に多大な労力がかかっている状況です。運行業務はシルバー人材センターに委託しておりますが、シルバー人材センターでも運転手の確保に苦慮しているとのことでした。

全面業務委託のメリットとして、スクールバスが故障した場合の代替車両の確保や維持管理において、町において駐車場所の確保、運行管理者や整備責任者の配置も不要となったこと。最大のメリットは、運行業務を5年間の長期継続契約とすることにより、5年後以降に児童が増減する中で、スクールバスの台数の必要数の変動にも臨機応変に対応が可能となることなどがあります。

以上のような内容から、現在の9台でのスクールバスを車両を含め全面業務委託とした次第であります。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

それでは、2回目以降は一問一答でお願いします。

まず、このスクールバス、使用される車両なんですけれども、これは新車なんですか、中古車なんですか。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

現在、確認しましたところ、中型バスの新車を4台、中型バスの中古車を4台、

マイクロバスの中古車を1台確保したと聞いております。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

学校教育において、子供達を輸送するのに片方の生徒は新車、片方は中古車、何年前か10年前の中古車かわからない。そんな格差をつけていいんですか。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

あくまでも観光目的のバスではなく、送迎用のバスであり、きちんと整備した車両であれば十分にその目的は果たせると考えます。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

それは輸送だけのことを考えたら、それでもいいかもしれませんが、やはり子供達だって、わかりますよ。片方の生徒は新車に乗っている、片方はおんぼろバス、こう言われますよ。教育においてそんな不公平なことをやっていいんでしょうか。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

基本的にはどのバスも整備された車両というところの中では問題ないかと思えます。ただ、そのような声が生徒の間から出てくるようであれば、当然、その車両の入れかえを学期ごとに行うとか、そのような対応で受けることと考えます。

以上です。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

中古車も導入するということなんですけれども、中古車については、新車登録から何年経過の車でしょうか。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

およそ10年経過の車両と聞いております。

以上です。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

10年経過、スクールバスで使っていたら、10年経ってもそれほど走行キロ数はないと思いますけれども、観光バスとか、そういうもので使っていたら相当なキロ数になるかと思えます。キロ数は何キロなんですか。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

約10万キロから20万キロの走行距離だということで聞いております。

以上です。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

それも聞いた話で、わからないわけですよ。普通、観光バスで走ったら、20万、30万、平気で乗ると思いますけれども、それはその辺にしておきます。

中古車なんですけれども、これらの価格は幾らなんですか。新車は幾らで。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

中古車と新車の価格ということなんですけれども、こちらにつきましては、受託会社の内部の財務事情のために、町でお答え出来るような内容ではございません。

以上です。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

子供達の安全のことを考えた場合に、走行キロ数も曖昧な走行キロ数を乗っている車。値段もわからない。3ヶ月点検、車検が通っていれば、それでよしということでは、これはちょっといかがなものかと思えます。

この車両の整備なんですけれども、この法定3ヶ月点検、それと車検整備、これはどの工場で行うんですか。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

法定3ヶ月点検は、近隣市町にあります自動車整備工場で行う。また、車検についてはディーラーで行うと聞いております。

以上です。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

整備工場の名前は、車検も法定3ヶ月点検もちゃんと名前は公表出来ませんか。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

公表するしないというよりも、こちらにつきましては、受託業者の内部事情でありまして、町でそこまでは把握する必要はないと考えています。

以上です。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

次に、運転者のことについてお聞きします。

運転者の健康診断、人間ドックも含めて、これは年に1回ぐらいは必要ではないかと思いますが、その運転者の健康診断についてはどのように考えますか。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

運転手の健康診断につきましては、受託会社において年1回以上の健康診断を義務づけております。

以上です。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

次に、毎日の始業点検がありますけれども、始業点検の時にアルコールチェックはやるんですか。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

受託会社において、毎日の業務前に運行管理者が酒気帯び検査を実施します。

以上です。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

では、運転者が通院中の方、あるいは薬を服用中の運転者の方もいると思いますが、その辺のちゃんとしたチェックはするんですか。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

受託会社におきまして、毎日の乗務前に運行管理者が健康状態を確認し、運行業務に支障のないと判断した者のみ業務を許可します。

また、月2回程度運行管理者が各運転手の問診を行い、健康状態を把握し、記録として残すようにしています。

以上です。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

それでは、お聞きします。運転者の年齢、これは何歳から何歳までなんですか。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

現在もまだ運転手を募集中ではありますが、必要人数は確保出来たと聞いております。現在のところ陸運局の指導に基づきまして、概ね70歳までの運転手を予定しているとのことです。

以上です。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

この運転者の皆さんは、大型バスの経験はそれぞれ何年ぐらいあるんでしょうか。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

大型バスの経験というところはまだ確認しておりませんが、今回、スクールバスで運行する者につきましては、中型バスということでの運行となります。当然、それに見合った運転手を業者の方で確保していただいていると思います。

以上です。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

私が今、車両のこと、それから運転者の健康状態についていろいろ聞きましたけれども、全く業者任せで、委託したんだから我関せず、こんな感じを受けました。やはり子供達の安全輸送については、もっと教育委員会でしっかりとその辺はチェックするべきだと思います。

次にいきます。

スクールバスの運行は全て自前で行うとしていましたが、全ての運行管理を業務委託としました。メリットがあったからこのように運行計画は二転三転されたんだろうと思います。どこにどんなメリットがあるんでしょうか、伺います。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

先程、質問3の中でメリットとしてご説明したとおりです。例えば、スクールバスが故障した場合の代替車両を確保しなくても済む、また維持管理において町の駐車場の確保、また運行管理者が整備責任者として町で雇用を行わなくて済む、また最大のメリットは先程申しましたとおり、5年後、例えばかなり人数が減ったというところで、現在の9台のバスが必要なのか、例えば5台で済んでしまうというような場合であれば、当然業務委託契約の中で、その後の契約はその台数によりまして契約するという形になりますので、その余った車両は町の方として抱えていなくて済むという、そのような形で経費的にはかなりの効率化が出来るかと思えます。

以上です。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

それでは、続いて、一般的に現職の議員が町との間で業務委託契約を結ぶことは出来ないことになっていますが、町としての見解はいかがですか。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

議員のおっしゃられるとおり、地方自治法第92条第2項の議員の兼業禁止、関係私企業の就職の制限におきまして、現職の議員が町との業務委託契約を締結することは出来ないと考えます。

以上です。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

今回のスクールバスの業務委託契約は、そういう観点からいくと、ちょっと法に触れるんじゃないかと。間違いなんじゃないかと思うんですが、どうですか。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

プロポーザルにおきまして選定しました有限会社東城観光自動車の登記簿等を確認しまして、現職の議員は役員の名簿にはございません。そのため、違法ではないと考えます。

以上です。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

今、現職の議員がその会社の登記簿上は登録されていない、載っていないと言いましたけれども、私、ちょっとその登記簿をのぞいてみたところ、1回、2回、3回目ですよ、これ、名義を変えたの。町の方もご存じですよ。なぜこんなに変える必要があるんですか。やましいことがなかったら、そのままでもいいんじゃないですか。そのために登記簿上から名前を変えたんじゃないですか。その辺のことは十分わかっているんじゃないですか。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

会社の登記簿のその変更の内容につきましては、行政の方で関知するところではないと考えます。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

では、次に、今、法的には問題ないと言われましたが、倫理的、道義的には、間違っていると思いますが、いかがですか。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

行政の業務執行に当たっては、法律に基づいて執行しています。そのため、法的に問題がなければ適正な業務執行と考えます。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

よろしいですか。

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

今回のスクールバスの業務委託契約においては、倫理観の欠如と欠落と道義的責任感が全く見えません。本町において、政治倫理条例でも制定されていれば、こういうことはなかったのかもしれませんが。政策課題の徹底においては、法令遵守だけで全て良しということではなく、倫理観や道義心も問われます。町民から信頼される行政のためにも、政治倫理条例の制定は必要なものであると存じます。

町長には、全国町村会の会長代行という要職にありますので、全国の自治体の様子はよく理解していると思います。政治倫理条例の制定は、全国的な流れです。町長の見解を求めます。

議長（城之内一男君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

表現が倫理というと難しくなります。当たり前前は当たり前、決まりは決まり、法律的なものも含めてでありますけれども、これが全てであります。ですから、これを決めろというのには、簡単に決められる問題ではないと私は思います。全国町村会の中でも、全国的にみて、条例を制定している市町村もあれば、していない市町村もあります。

以上であります。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

今、聞いている限りでは、法的に問題がなければ、それで全て良し。そういうよう

に私は聞こえました。倫理が、道義心、道義的責任、これは軽視というか、そういう倫理観や道義心はなくてもいいんですか。もう一度お願いします。

議長（城之内一男君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

法律はきちんと決まったものであります。倫理観はその人の持ち合わせでありますから、表現になります。そういう問題までここでしる必要はないと私は思います。

以上であります。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

よくわかりました。このスクールバスの業務委託契約は、倫理的にも道義的にも、出来ないと思います。が、町長は出来るというんですね。町長の見解を求めます。

議長（城之内一男君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

法律には何の問題もありません。

以上です。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

今の、もっと答弁してもらいたかったんです。法律に問題がないから全て良しと聞こえました。倫理観や道義的責任、これはないとおっしゃるんですか。

議長（城之内一男君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

今、申し上げたとおりであります。

以上です。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

以上で私の一般質問を終わります。

議長（城之内一男君）

以上で高木武男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時からとします。

（午前11時36分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（城之内一男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番、桜井荘一君。

1番（桜井荘一君）

皆さん、こんにちは。一般質問ということで、午後一番、トップバッターということでもあります。質問いたします。

質問事項は、環境問題について質問いたします。

環境問題が大きく取り上げられている昨今、地球温暖化や水質汚染、廃プラ、レジ袋等の不法投棄による河川から海へと流入し、海岸へ漂着し、環境汚染の原因になっています。

さて、この東庄町においても、一級河川の黒部川、あるいは利根川を有している中で、環境問題の取り組みについて質問いたします。

参考までに、千葉県白井町では、国際規格のISO14001の認証を取得して、この14001というのは、通常は企業でとられていますね。要は、早くこの後は、その分別ですね、これをやって環境へ負荷を少なくしようとするのであります。

白井町では、事務用品削減、あるいは電気の使用料の削減等、いずれも大掛かりな取り組みではなく、普段の仕事内容を通して、身近な見直し、改善していくという姿勢です。環境ISOを取得したことにより、町内住民までもが自然を守ることの大切さを共有してくれたことが結果につながっているとのこと。この環境問題に関しては、PDCA、Plan、Do、Check、Action、このサイクルを継続的に回していくことが重要であるということかと思われま。

質問要旨としては四つほどありまして、町内の河川の水質汚濁。二つ目に、ゴミゼロ運動の今後の計画。三つ目に、庁舎内のペーパーレス化と電気使用量の削減への取り組みですね。四つ目が、町の環境対策のストロングポイントは何かということで、このストロングポイントというのは、要は環境に優しい町としての取り組み、どのようなというか、いいこと、長所ですね、このようなことが、以上が質問の要旨でございます。以降、自席にて質問いたします。

議長（城之内一男君）

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長（伊藤雅晃君）

それでは、桜井議員より質問のありました環境問題への取り組みについてということで、質問要旨の1、町内の河川の水質汚濁について、お答えをいたします。

町では、生活排水の流入が多い河川といたしまして、黒部川と桁沼川の2河川の水質検査を年4回、3月、6月、9月、12月に業者委託で行っております。検査地点につきましては、黒部川は笹川新橋、桁沼川につきましては、別当内橋でございます。

また、検査項目については、水素イオン濃度PH、生物化学的酸素要求量、BOD、浮遊物出量、SS、大腸菌群数、溶存酸素含有量、DO、総窒素含有量、TN、電気伝導率、ECの7項目であります。近年の水質検査結果につきましては、水の汚れの指数であり、BODで見てもみますと、平成27年6月から平成31年3月の平均で、黒部川で3.3ミリグラム/リットル、桁沼川で3.2ミリグラム/リットルであり、環境基準の定めのある黒部川につきましては、基準2ミリグラム/リットルを満足出来ておりません。水道水源である黒部川については、貯水池化することで、上水道の水源を確保するという性質もあり、水の流れがないので、なかなか水質改善とはなっておりません。町といたしましては、生活排水対策としまして、合併処理浄化槽の設置を更に推進し、促進し、水質の改善につなげていきたいと考えております。

次に、質問の要旨2、ゴミゼロ運動の今後の計画について、お答えいたします。

ゴミゼロ運動は、毎年、ゴミゼロのころ合わせで5月30日付近の日曜日に実施している地域清掃活動でございます。

住民が参加し、地域を清掃する有意義な活動であると認識しており、今後も実施

を続けていく考えでございます。

また、10月には町内一斉クリーン作戦といたしまして、ボランティア団体が活動の中心になっておりますが、ゴミゼロ運動と同様の地域清掃活動を実施しております。

このように年間2回は町が企画しています清掃活動となりますが、自主的なボランティア活動として、各地で清掃活動は行われております。このような活動に対し、町ではごみ袋の配布や集めたごみの回収といった形で協力をしております。年間2回が良いのか、増やすのか、また減らすのかにつきましては、今後、検討し、決定していきたいと考えております。理想といたしましては、いつでもごみのないきれいな町であり、行政が主体となることなく住民が自ら考え、行動することだと思っておりますので、町としては、住民の意識改革、ポイ捨てしないや、ごみが落ちていれば拾うなど、モラルの改善に取り組むことが大切ではないかと考えておりますので、今後、各種啓発を広報やホームページ、または啓発看板などを設置して図っていきたいと思っております。

以上でございます。

質問要旨の3でございますが、庁舎内のペーパーレス化と電気使用量削減への取り組みにつきましては、所管が総務課になりますので、総務課の方よりお答えいたします。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、質問要旨3、庁舎内のペーパーレス化と電気使用量の削減への取り組みについて、お答えをいたします。

まず、ペーパーレス化の取り組みについてお答えいたします。

取り組みとして、直接ペーパーレスとなるものではございませんが、紙の使用量の削減として、両面印刷の活用や、支障のない範囲での裏白の紙の再利用などを実施しております。また、環境に配慮するため、紙の調達に当たっては、再生紙など、いわゆるグリーン購入法に適合したものを購入しております。役場では大量の紙を消費しており、これを削減することは課題の一つであると認識しております。

次に、電気使用量の削減として取り組んでいることといたしましては、過度の冷

暖房の使用を控える、そして夏場のグリーンカーテン、昼休みの消灯などがございます。また、ノー残業デーにつきましても、月に2回実施しているところでございます。

この他に、この庁舎の建設から15年近く経過し、幾つかの照明器具が寿命を迎えております。これを受けて、照明のLED化へについて検討をしているところでございます。

今後も電気使用量の削減について、最新の情報を取り入れつつ、進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（城之内一男君）

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長（伊藤雅晃君）

それでは、質問要旨の4、町の環境対策（ストロングポイント）について、お答えをいたします。

町の環境対策への取り組みとしてのストロングポイントということでございますが、いわゆる環境対策に対し力を入れている重点施策ということで、まず、合併処理浄化槽の設置補助金でございます。

東庄町は、近隣市町と比べても補助対象や補助金額の面で好条件としております。これは下水道整備地区がなく、家庭の生活雑排水は合併処理浄化槽しか処理することが出来ないため、設置を強く推進しているからでございます。また、予算確保においても、申請されたものには補助金を交付するという形で、年度途中で予算がなくなりましたら補正予算対応に努め、補助金交付に支障がないようにしております。平成30年度においては、35基の実績で、平成3年から始まった当該事業の補助累計は、平成30年度末で806基となり、着実に設置基数が伸びております。

また、住宅用省エネルギー設置補助金につきましては、県補助金を受けながらの事業であります。太陽光発電設備やリチウムイオン蓄電池システム、燃料電池エネファーム、太陽熱利用システムなどに補助をやめている市町村が多い中、町単費を投入しながら補助を実施し、設置を促進しているところでございます。

このように補助事業の充実が環境対策への取り組みとしてのストロングポイントではないかと思っております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

議長（城之内一男君）

1 番、桜井莊一君。

1 番（桜井莊一君）

まず一つ目の水質汚濁、これは2ヶ所で行っているということなのですが、定点観測だけでいいのかどうか。あるいは他にも黒部川、利根川ですか、流入する普通河川ございますね。それについてはどのようにお考えでしょうか。定点観測から他にも増やしていくような考えはございますでしょうか。

議長（城之内一男君）

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長（伊藤雅晃君）

ただいまの桜井議員の質問でございますが、現在、質問のございましたとおり定点観測している地点は一級河川の2河川ですね、黒部川と桁沼川、こちらの二つの河川だけでございます。本町には他にも河川、あるいは水路でございます等、いろいろな水路等がありますが、今後、予算の確保も考えながら、随時数を増やしていくなり検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（城之内一男君）

1 番、桜井莊一君。

1 番（桜井莊一君）

定点観測だけではなくて、いろいろな、地点を観測して頂くよう要望としてはお願いしたいということでもあります。

議長（城之内一男君）

要望でいいですか。

1 番、桜井莊一君。

1 番（桜井莊一君）

あと二つ目に、ゴミゼロ運動、年2回行っているということで、いろいろあるかと思えますけれども、やはり環境啓蒙活動からいろいろあるかと思えますけれども、我が町は、要するに環境に優しいまちづくりということで、例えばよそから来た人がごみ捨てポイするとか、いろいろございますね。あるいはコンビニで買っ

た袋、レジ袋とか、それに対して、町内に入ってくる幹線道路の入り口に看板とか、要は環境に取り組んでいる町ですよとか、そういうのを看板とかを設置するお考えはございませんか。

議長（城之内一男君）

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長（伊藤雅晃君）

確かに町に入ってきた時に、町の入り口にそのような環境美化に努めている町だという看板を見ましたら、皆さん、ポイ捨て等も減ると私も考えておりますので、今後そのような看板等の設置を積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

議長（城之内一男君）

1番、桜井荘一君。

1番（桜井荘一君）

よろしく申し上げます。

それで次に、3番目、ペーパーレス化、電気使用量削減の取り組みということで、結構紙が使われていますよね。その中で、よその市町村では情報端末、あるいはタブレット、近隣では神栖市もタブレットを導入していますけれども、そういうのを、情報端末やタブレットを導入して、紙の削減、あるいはこの印刷をする時間だとか、そういう業務の削減の取り組みに対してどのようにお考えでしょうか。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

タブレットの導入につきましては、特に議会の中でタブレットの導入はいかがかという問題が取り上げられます。タブレットの導入につきましては、この多目的ホールの音響を初めとした設備類との連携が重要と思っております。現在、これらの設備も老朽化しておりますので、この設備の更新に合わせて導入を検討することが最善ではないかというふうに考えております。

以上です。

議長（城之内一男君）

1番、桜井荘一君。

1 番（桜井莊一君）

最後に、町の環境負荷低減に取り組むということで、ストロングポイントということで、いいことをやっています。町の長所ということで、いろいろ取り組んでいただいているということで、これからもPDCA、Plan、Do、Check、Actionという継続的に改善する町からの発信ですね、そういうのを見える化していただいて、環境負荷低減を図っていただきたいなということで、以上で質問を終わります。

議長（城之内一男君）

答弁はよろしいですか。

以上で、桜井莊一君の一般質問を終わります。

次に、7 番、大網正敏君。

7 番（大網正敏君）

7 番、大網でございます。

質問事項 1、東庄町総合戦略の進捗状況についてお伺いいたします。

まち・ひと・しごと創生、東庄町人口ビジョン、総合戦略では、我が国において人口減少、少子高齢化が進み、国が人口減少に歯止めをかけるため、まち・ひと・しごと創生を施行し、2060年を目標とする、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンと2019年度を目標とするまち・ひと・しごと創生総合戦略を定めました。

東庄町は、国の計画を踏まえ、2060年度を目標とする東庄町人口ビジョンを策定し、長期にわたり人口減少の抑制を目指すと共に、当面5カ年の具体的な方策を、東庄町総合戦略に描き、実行してきました。計画期間は平成27年から平成31年の間です。具体的な方法として、本格的な少子高齢化、人口減少社会の中で、東庄町の課題を克服し、特色や強みを生かしながら、人の定着、仕事づくり、まちの魅力作りに取り組みます。

地域における雇用創出力の強化の取り組み、また全体的な移住希望者を的確に支援するための環境を整備し、ひと・しごとを、高循環を確立し、そして活気にあふれたまちづくりによって、しっかりと地域に根づいた町の実現を目指します。

以上のとおり、東庄町人口ビジョン、総合戦略を策定しました。

そこで、本年度は計画最終期間にあたり、基本目標ごとに主な進捗状況と成果についてお聞きいたします。

要旨 1、結婚希望者の出会いの場の創出として、結婚応援事業の説明と 5 年間の実績をお伺いいたします。

要旨 2、Uターン、Iターン、Jターンの移住希望者への支援について、移住、定住の支援事業の説明と 5 年間の実績についてお伺いいたします。

要旨 3、特産物ブランド確立による経済活性化の推進について、物産品販路拡大の事業、農産加工物の独自産業の支援、特産物のブランド化、ネット販売活動支援、就業支援の支援、各支援内容と実績につきまして、お伺いいたします。

要旨 4、公共交通の利便性向上について、公共交通の再構築の内容と具体的な説明と実績をお伺いいたします。

以上で 1 回目の質問を終わりにいたします。次回から自席にて質問いたします。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、大網議員のご質問にお答えいたします。

質問事項 1、東庄町総合戦略の進捗状況について、質問要旨 1、結婚希望者の出会いの場の創出について、お答えを申し上げます。

平成 28 年 3 月に策定しましたまち・ひと・しごと創生、東庄町総合戦略では、四つの基本目標を掲げており、基本目標 1、結婚・出産・子育ての希望の実現の施策で、結婚希望者の出会いの場の創出を掲げております。総合戦略の策定前から東庄町結婚相談員会議が主催する婚活イベントは実施されておりました、総合戦略においても事業を組み込んだ形となっております。

事業の実施実績でございますが、平成 27 年度から平成 30 年度まで申し上げます。

平成 27 年、立食パーティー、東京ディズニーランド、いちご狩り、計 3 回、延べ 63 人の参加がございました。平成 28 年、東京ディズニーランド、35 人参加。平成 29 年、東京ディズニーランド、20 人参加。平成 30 年、東京ディズニーランド、20 人参加でございます。

また、婚活応援事業を介した結婚組数の実績といたしましては、平成 29 年度に 2 組、平成 30 年度に 1 組で、累計 3 組となっております。

次に、質問要旨 2、UIJターンによる移住希望者への支援について、お答えを

申し上げます。

東庄町総合戦略では、町内の空き家や空き地の情報を一括提示するため平成28年に東庄町空き家・空き地バンクを設置しました。

事業の実績でございますが、平成27年、移住相談件数3件、移住あっせん件数は0件でありました。平成28年、移住相談件数が1件、移住あっせん件数は0件でございます。平成29年、移住相談件数6件、移住あっせん件数1件でございます。平成30年、移住相談件数11件、移住あっせん件数が3件となっております。

また、空き家・空き地バンク以外には、子育て世代と親世代が同居するための住環境の整備に対する助成事業として、3世代ファミリー定住支援事業がございます。

事業の実績でございますが、平成29年、助成件数2件、平成30年、助成件数6件となっております。

質問要旨2までは以上でございます。質問要旨3につきましては、担当でありますまちづくり課より答弁をさせていただきます。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

それでは、3番の特産物ブランド確立による経済活性化の進捗状況でございますが、まず物産品販路拡大事業につきましては、いちご狩りや飲食店で豚肉料理の食事をした際に、双方で使用出来る、割引券を配布するキャンペーン事業を行っております。この事業につきましては、「ぐるっと千葉」などによる広告を掲載するなどして、町内外に情報発信をいたしました。また、まちづくりリーダー育成として、かとり農協青年部、東庄支部に対して事業助成をしており、新たな販路流通として、六次化や直売等を目指して栽培等の研修を実施しております。

実績につきましては、数値的なものはございませんが、以上のような事業を推進していくことで確実に販路拡大につながっていくものと考えております。

次に、農産加工品の六次化産業の支援につきましては、毎月第1、第3日曜日に開催されております、コジュリン朝市の折り込みチラシの作成やイベントデーの開催支援を行っております。かきもち、ジャム、漬物等の農産加工品を販売しており、リピーターも多く、茨城県や近隣の市町から来場される方も増えております。

また、町内外の各イベントで販売・配布する町内産農産物を使用した手作りみそや漬物などの加工品を製造している東庄町漬物等開発研究会へは芝桜の花見時期などの出店支援の他、毎年ふれあいセンターで開催しているコカブの収穫体験の際には、コカブや町内産農産物を使用した試食品の提供、また去年は香取市で開催された醤油サミットでは、東庄町産の醤油を使った漬物を出品しており、販路拡大のためのPRを行っております。

次に、特産物のブランド化につきましては、農産物のブランド化や付加価値を向上する支援を行い、SPF豚関連で7件、野菜関連で2件が商標登録されております。

次に、ネット販売活動支援につきましては、町観光いちご組合において、6園のホームページ、QRコードを掲載したパンフレットを作成し、インターネットを活用した販売促進を行っており、以前より販売数は大分増えているようでございます。

町では、近隣だけではなく、千葉県内いちごキャンペーンの実施や東京都内で開催する「千葉の魅力を発見する楽しい市場、町イチ、村イチ」などの物産展への参加により、販路開拓を目的として周知活動を行っております。

次に、就労支援につきましては、庁舎1階、町民ホールにおいて、求人情報の掲示及び町ホームページとハローワークのホームページをリンクすることにより、求人情報の提供を行っております。昨年度はハローワークと連携し、地元で働こうフェア（企業説明と面接会）を昨年12月に、町公民館において、町民を対象に開催し、9社の企業説明があり、27人の面接参加がありました。

また、3月には香取市公民館において、ハローワークさわら管内の高校2年生を対象に開催し、5社の企業説明があり、121名の参加がありました。これは進学者の増加により、高校卒業後に地元で就職する生徒が少ない状況が続いていることから、早い段階から地元で出来る仕事を知る機会があることが、学生のより良い進路選択と地元回帰につながると考え、実施しているものであります。今後も継続して実施していただけるように要望してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

続きまして、質問要旨4、公共交通の利便性向上について、お答えをいたします。

東庄町総合戦略では、高齢者などの交通弱者の移動手段として、町内循環バスの充実を掲げております。町内循環バス利用者数を平成31年度目標値として、1万6,500人と設定いたしました。

事業の実績ですが、平成27年、利用者数1万4,219人、平成28年、利用者数1万3,586人、平成29年、利用者数1万2,729人、平成30年、利用者数1万3,909人となっております。

以上で終わります。

議長（城之内一男君）

7番、大網正敏君。

7番（大網正敏君）

では、2回目の質問をさせていただきます。

質問要旨1の結婚希望者の出会いの場の創出について、お伺いいたします。

5年間、東庄町青年結婚相談所があり、ある程度の結果と行動、それを回答していただきました。しかし、その中にはやはり課題があったのではないかと考えられます。

例えば、応募者が、男性につきましては30歳代ということで、40歳になっただら行けないということで、そういう面もあります。それから、婚活の世話役がどうしても素人でございますので、うまくサポート出来ていないという面もございました。従って、プロの成婚コンシェルジュ、いわゆる結婚相談所に委託して、結婚相談者の出会いの場としての創出として、ある程度の入会金とか、そういう支援等をしたらいかがかなと思いますが、どうでしょうか。お伺いいたします。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

議員が言われるように、民間企業の結婚相談所に登録をすることも有効な方法と考えます。その場合には、会費等を補助するといったことも検討が必要かと思われます。

以上です。

議長（城之内一男君）

7番、大網正敏君。

7番（大網正敏君）

そうですね。入会金とか、そういうのは助成するべきだと思います。

私の要望といたしましては、いろいろな方法があるかなと思います。例えば、前は農業の事務局から今度は総務課に担当が変わりまして、慌ただしく動いているという状況の中、令和も、もう半年も過ぎましたので、早く動かなければいけないかなと思いますので、いずれにせよ、どう行動するか、それをなるべく早く決めてもらいたいなと思っております。私も協力を惜しみませんので、是非早目に結果等、教えてもらいたいと思います。これは要望でございます。

続きまして、Uターン・Iターン・Jターンにつきまして、移住希望者への支援につきまして、お伺いいたします。

いろいろ、Uターン・Iターン・Jターンの方法と結果等、教えてもらいましたが、私はいろいろな対策があるのかなと思います。その中で、一つ、ポーク&ビアで、目的はUターン・Iターン・Jターンが目的だと聞きましたが、この事業は継続するのかどうかお伺いいたします。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

Uターン・Iターン・Jターンですが、イベント単体でUターン・Iターン・Jターンを実現することは非常に難しいものと考えております。東庄町にもともと住んでいた人で、就労や就学で町を離れた人達に、まず帰省していただける動機作りを作り出し、そして将来、Uターン・Iターン・Jターンの足がかりになることを目的としてポーク&ビアを実施しているものでございます。

また、東庄町の特産品である豚肉をPRし、知名度を向上させることで、町のイメージアップと特産品の豚肉の販路拡大、そして観光事業の推進にも寄与しているものと考えております。

ポーク&ビアにつきましては、夏のイベントとして町内外の方からの認知度も向上しておりますので、定着すれば良いものと考えております。

議長（城之内一男君）

7番、大網正敏君。

7番（大網正敏君）

私は、まず、東庄町の特産である豚肉、これをPRし、観光事業の一端を担うものだと思います。そして会場のステージや式典は単なる道具ではなく、これが本来の目的で、親戚や近隣の住民達を呼んで、楽しくその日を過ごせる、これが本来の目的であり、これが、笑い声がいっぱいの会場に響く新しいまちづくりということでIターン・Uターン・Jターンが生まれるのではないかなと私は思っておりますので、是非ともポーク&ビア、続けてもらいたいと思います。これは希望です。

続きまして、特産物ブランド確立による経済活性化につきまして、お伺いいたします。

各事業の支援内容をいろいろ説明と実績を回答していただきました。それぞれ特産物のブランド確立は、なかなか容易ではございません。従いまして、私は特にマーケティング戦略といたしまして、フォローアップが必要なのではないのかなと考えております。それで、特産物の市場での消費者ニーズを調査する、そういう支援対策が必要ではないのかなと考えておりますので、どんなものなのかお伺いいたします。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

町としまして、消費者ニーズの調査への支援は今のところ行っておりませんが、農協や農家組合などの販売者は、市場や消費者ニーズに対応するため、日々情報の収集や調査を行い、生産、出荷をしていると考えております。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

7番、大網正敏君。

7番（大網正敏君）

7番、大網です。特産物は付加価値が高くても消費者が特産物を消費してくれるということで納得して購入してくれることが特産物ではないのかなと私は考えております。しかしながら、特産物を販売するのが、ライバル業者が増えまして、価格競争が絶対出来ると思います。従って、その市場での消費者ニーズというのは、どうしても必要なのかなと。個人ではなかなか難しいのかなと思いますので、是非と

も消費者ニーズの情報をアンテナとして対策をお願いしたいなと私は要望したいと思います。

では、続きまして、要旨4の公共交通の利便性の向上につきまして、再度質問いたします。

交通弱者とか、買い物難民とかいうニュースを最近聞くことが多くなりました。高齢者や介護者、免許返納者など、移動することが容易に出来なくなる方が大変増えてきました。公共交通として、町巡回バスは今の町の財政状態として、最善な方法だと私は考えております。しかし、ベストとはなかなか言えません。速やかに対処出来るのは何かと考えますと、タクシーのチケットの補助、これが一番の方法だと思いますが、見解を伺います。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

現在運行している巡回バスについて、利用状況の把握や分析を行って、住民ニーズに合わせたルートによる運行が必要と考えます。また、巡回バスでカバー出来ない住民ニーズにつきましても、議員が言われるタクシーチケットの補助も含め、デマンド交通など、別途施策を検討する必要があると考えております。

以上です。

議長（城之内一男君）

7番、大網正敏君。

7番（大網正敏君）

はい、そうだと思います。私もデマンド交通、ちょっと考えてみましたが、デマンド交通は決まった時間に乗せる、決まった時間で路線を走るバスとは違って、利用者の予約があった場合に運行するという交通機関だとは思いますが。予約しなければならぬということで、即時に必要な時にやはり対処出来ないのかなと、そういう欠点があるんじゃないかなと思いますので、私としては是非ともタクシーチケットの補助ということをお願いいたします。

それと、すぐ結果は出ないかと思いますが、高齢者、あと介護者、免許返納者などを踏まえて、公共交通の在り方を話し合う会議を開いてもらいたいと私は要望いたします。

以上で私の一般質問を終わりにします。

議長（城之内一男君）

要望だけでよろしいですか。

以上で、大網正敏君の一般質問を終わります。

次に、3番、宮澤健君。

3番（宮澤 健君）

3番、宮澤です。議長のお許しをいただきまして、私の方から、前後二人、同じ表題の質問をすることになってしまいましたけれども、私の方は長期的な展望に立っての質問をさせていただきたいというふうに思います。

私が補欠選挙に出た2014年に地方創生事業がスタートし、石破大臣が初代大臣として就任しました。私は政治を勉強したわけではなかったもので、国が地方に対していろいろな施策をしてくれるのかと思っていましたけれども、地方から活性化する計画を提出し、承認されれば補助金を交付するというものでした。言いかえれば、国としては打つ手が見えなかった、見つからなかったというふうに思います。私はこのまま地方任せにしていると地方創生、創り、生まれるは、地方に草が生える地方草生になってしまうというふうに申し上げました。そのことが現実、加速しております。

そこで、「総合戦略」まち・ひと・しごと創生基本方針の作成主体について、お伺いいたします。

地方総合研究所が2018年に公表した調査結果で、回答した1,342市町村のうち77%がコンサルタントなどの外部に作成委託しております。理由は、「事務量軽減」「専門知識を補う」が主な理由で、外注先は東京都内に本社がある企業に集中したとあります。国は戦略策定などに1市町村当たり1,000万円を超える交付をしております。この企業に委託したのは、把握出来た598市町村の外部委託料は40億円を超しております。研究所は「形式的に作った自治体が多い」と問題提起しております。改めて当町の総合戦略策定にあたり、15名の委員で計画策定委員会が設置され、町の良い面、弱い面を洗い出して、具体的にその計画に盛り込まれて策定されたのか、その経緯を伺います。

二つ目として、人口ビジョン2060年度推計から見る当町の産業構造と自然環境についてお伺いします。

ショッピングモールとか大型施設を造ろうとする時に完成した絵が作られ、人で賑わう、明るく楽しそうな人達が描かれ、イメージが伝わってきます。2060年の耕作放棄地や空き地・空き家の状況はどのように想定していますか。総合戦略や東庄町総合計画、加えて過疎地域自立促進計画など、5年というスパンで計画が策定されています。しかし、私は松下政経塾の塾頭、上甲晃氏の講演を今まで3回聞きました。松下幸之助氏が2度のオイルショックから政治がきちんとしていないからだ、政治は国家経営でどこに向かうかかじ取りをしていないからだめだと、自らが国政選挙に出ると言い出しましたけれども、周りから、あなたは商売の神様で、一代でこのような大きな会社をつくり上げたが、商売と政治は違うからやめた方がいいと止められ、それを聞き入れて、政治家を育てる学校をつくったのが松下政経塾であります。この時、松下幸之助氏は84歳と聞き、驚きました。その信念は将来の日本の姿を想像したもので、自分がそれを確認出来なくても、日本という国は存続して、そこに日本人としてどのように生活していくのか。田中角栄氏にまつわる本を何冊も読みましたけれども、二人に共通する点は、国家百年の計を想像し、それを見据えた行動を起こしたことだと感じました。

そこで、東庄町の人口ビジョン、2060年までの推計をしています。人口は極端に減少し、当然生産年齢とされる15歳から64歳までの人口でどのような産業構造を想定しているのか、東庄町の基幹産業は農業であります。現状での耕作放棄地は増加しているものと思いますが、2060年にはどのように想定しているのか。農道のほとんどは町道だと思います。耕地が耕作放棄された場合、その町道の除草作業などは町が行わなければならないではないでしょうか。加えて空き家もかなり増えるのではないのでしょうか。その数値的な試算はされているのか伺います。

三つ目として、農業の家族経営体と環境保全について伺います。

家族経営体の高齢化と労働力不足、耕作放棄地の増加に対する対応策はどのように考えているのか伺います。

昨年11月、国連総会第3委員会で小農と農村で働く人々の権利に関する国連宣言、小農の権利宣言を賛成111カ国の多数で採択しました。12月に国連総会は121カ国が賛成で採択され、小農の評価や財源確保、投資などを促し、その中で食料の安定生産に向けた趣旨の確保や協同組合支援なども呼びかけました。日本は両方とも棄権をしました。このことを新聞で大学教授が批判していて、国連世界食

料保障委員会専門家の書いた本を家族農業研究会と農林中金とで翻訳した「家族農業が世界の未来を拓く」をもう一度読み直し、「震災後の日本農業に関わる論点に改めて気づかされた」とありましたので、私も読んでみました。

人口、食料、資源、環境の観点から、世界の事例を取り上げ、対処策として食料保障のための小規模農業への投資が必要である。投資とは未来に向けてであり、成長効果としてリターンされるべきとあります。現在の日本、当地域でも少子高齢化から労働力は不足が著しく、加えて米価が急落したのを機に、条件の良くない、効率の悪い土壌は、借り手はなく、小規模である家族経営体が離農して、耕作放棄地が増えました。国は大規模経営や農業生産法人により農地バンクを活用して土地集積を図り、問題解決しようしました。現在は頭打ち状態で、大規模経営体の経営耕作面積も減少に転じています。家族経営体を今後、長期的に町全域の環境保全と合わせて考えて対応していくのか伺います。

四つ目に、東庄病院の経営方針について、お伺いします。

人口減少、少子高齢化へ対応する経営をどのように考えていくのかという点で、今年の週刊東洋経済で病院が消えるという特集が掲載されました。病院は地域ニーズを見誤ればたちまちに経営が傾いて、存続不可能になり、個別の経営だけが問題なのではない。日本は人口一人当たりの病院数がOECD加盟国中2位の「病院過剰」国で、しかも患者数、人口は減少していくと日本病院会会長は言っています。厚労省は地域医療体制の再編を目指し、「地域医療構想」を掲げ、人口動態をもとに25年のあるべき日本の病床数を試算しました。13年度対比で約15万床、過剰とされている。多くの地域で再編と淘汰は避けられない。高齢な患者へ対応する病院は不足しているため、診療内容の転換も必要だとしています。日本の病院経営は厳しく、医療法人は全体の34%、自治体立病院は自治体からの繰入金を含めなければ約9割が赤字経営、繰入金を含めても約6割が赤字経営であるとされています。今年10月に予定されている消費増税で病院側のコスト負担は増えます。今年度は診療報酬が引き上げられ、補填される予定ですがけれども、経営改善に効果があるとは疑問だと福祉医療機構の担当者は言っています。

そこで、今後の人口減少、少子高齢化委に対応する東庄病院の経営をどのように考えているのか伺います。

5番目に、新たな地方創生基本方針（人口から人材へ）について。総合計画は当

町の将来計画であり、人材育成や多様な形で地域と関わる関係人口の創出であるから、計画策定に関わる委員が重要だと考えます。

2015年に国に提出した地方版総合戦略で、人口3,000人の福岡県の赤村は、農家や子育て中の女性ら住民によるワークショップを重ね、村の強みや弱みを議論した上で作り出し、農業や観光などの各部門の課題を洗い出したことから、ワークショップに参加した農家は、「村の農業施策に当事者意識が持てるようになったと感じる」と話しています。

認定農業者の増加や子育て支援の充実など、他の自治体も設ける目標から、大学との連携による新規ビジネス立ち上げなど、独自の目標も多く設け、地域おこし協力会を導入、現在は村の農産物販売をする特産物センター売り上げ向上やトロッコ列車など、観光分野の新規事業に着手しています。担当した職員は、認定農業者数など、目標達成に厳しい分野もあるけれども、目標は村で積み上げた数字で、作成までのプロセスに意味があるという記事が新聞に掲載されていました。次の5年間の地方版総合戦略の策定に当町の多様な住民や組織が話し合いを重ね、決めることが肝心だと思いますが、国も数を増やすことが地域づくりの目標、目的ではない、農山村に思いを寄せ、共感し、関わる一人一人を大切にすることが人口から人材へをポイントとしているようです。当町の策定プロセスを伺います。

これで1回目の質問を終わります。次回から自席にて一問一答にて述べさせていただきます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

宮澤議員のご質問にお答えをいたします。

質問事項1、東庄町の地方創生「総合戦略」について、質問要旨1、「総合戦略」まち・ひと・しごと創生基本方針の作成主体について、お答えいたします。

我が国において、人口減少、少子高齢化が進み、国が人口減少に歯止めをかけるため、まち・ひと・しごと創生法を施行し、2060年を目標とするまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと、2019年を目標とするまち・ひと・しごと創生総合戦略を定めました。当町においても、国の計画を踏まえ、東庄町人口ビジョン、東庄町総合戦略を策定したところでございます。

策定にあたりましては、東庄町総合戦略策定委員会設置要綱を制定し、学識経験等を有する者、公募による者、計15人を策定委員といたしました。委員の内訳ですが、商工会や観光協会など、各種団体から10人、一般公募が5人でした。

会議では、住民アンケート調査結果分析や、各事業の提案を議題とし、総合戦略における施策の検討が行われました。全7回の会議が開催され、東庄町人口ビジョン(案)と東庄町総合戦略(案)が提示され、平成28年3月、町議において両案とも決定いたしました。

続きまして、質問要旨2、人口ビジョン2060年推計から見る当町の産業構造と自然環境について、お答えいたします。

国におけるまち・ひと・しごと創生長期ビジョンにおいても、年齢構成における推計により人口ビジョンを策定しており、当町においても同様の策定となっております。このため、東庄町人口ビジョンの2060年における収容人口の推計は3,535人ですが、産業構造の推計値はございません。

私からは以上でございます。

議長(城之内一男君)

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長(林 栄壽君)

2番目の人口ビジョン2060年推計から見る当町の産業構造と自然環境についての中で、耕作放棄地は増加していると思いますが、2060年にはどのように想定しているかとの質問でございますが、当町の耕作放棄地の状況は、平成26年度は水田で69ha、畑が77haで、合わせて146haとなっております。また、平成30年度は水田で71ha、畑が77haで、合わせて148haと増加傾向にあり、全農地2,305haのうち6.4%を占めております。今後、条件の悪い農地などの崩壊化が進んでいくと思われま。

続きまして、3番目、農業の家族経営体と環境保全について。

家族経営体の高齢化と労働力不足。耕作放棄地の増加に対する対策は、環境保全としてどのように考えて対応していくかとの質問でございますが、議員が言われるとおり、農業就業者の高齢化や後継ぎ問題などにより、離農する農家が増えております。町としましては、今後、離農していく農家の農地を耕作放棄地にさせないよ

う中間管理機構を活用し、担い手への農地の集積集約化を推進してまいります。

また、農地の集積集約化と連動した取り組みが出来るように、既に策定済みの人・農地プランについては、より実質的なものとするため、区域の見直しやアンケート調査等を実施いたします。この他にも国の荒廃農地等利活用促進交付金などを利用して農地の再生や荒廃化の防止を推進してまいりたいと考えております。

まちづくり課からは以上でございます。

議長（城之内一男君）

病院事務長、寺嶋利和君。

病院事務長（寺嶋利和君）

それでは、質問要旨4の東庄病院の経営方針につきましては、病院の関係でありますので、お答えをいたします。

まず、東庄病院が果たしている役割としては、地域に密着した「かかりつけ医」機能、救急告示病院として急性期医療から、リハビリテーションなどの回復期医療、療養病棟での慢性期医療、訪問診療・訪問リハビリテーションなどの在宅医療まで、広範囲を受け持っております。

また、保健福祉総合センターとの連携で、医療・保健・福祉・介護のトータルサービスを提供すると共に、病気にならない、病人をつくらない取り組みとして、予防医療にも力を入れております。今後もこの診療体制で医療が提供できるよう、取り組んでまいります。

それでは、今回の質問であります人口減少、少子高齢化に対応する今後の東庄病院の経営であります。宮澤議員のお考えのとおり、今後の医療需要は大きく変化することが見込まれ、また、医療提供体制の再構築も必要となってくると認識しております。

このような状況が見込まれる中、町では、医療法に基づき、2025年の医療介護体制を目指し、千葉県が策定した地域医療構想と整合を図りつつ、東庄病院新改革プランを策定し、取り組んでおります。

このプランの点検・評価については、年度終了後、病院スタッフで点検後、国保事業運営に関する協議会委員の皆様から意見や評価をいただき、この内容を議会全員協議会で議員の皆様へ報告をさせていただいております。

今後、東庄病院が経営をしていく中で重要な課題として考えていますのは、プラ

ンの中にあります、地域包括ケアシステムの構築に向けての果たすべき役割であります。これは、今後、高齢化が進む中で、高齢者の方が重度の介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるよう、保健・医療・福祉・介護のトータルケアを提供することで、この介護の部分で、東庄病院が受け持つ介護療養病床は、平成29年に介護保険法等が改正され、令和5年度末に転換期限を迎えます。

この介護療養病床転換の期限を踏まえ、地域の実情に応じ、今後増加が見込まれる慢性期の医療と介護ニーズへの対応が必要であり、受け皿として創設された介護医療院も含め、病床転換の方向性を検討し、適切な医療体制となるよう、取り組んでまいります。

また、病院経営をしていく上で最も基礎となる医師をはじめ、医療人材確保は重要であり、具体的な取り組みとして、自治医科大学卒業医師の派遣申請による医師の確保で、現在2名の派遣をいただいております。

また、東庄病院医学生奨学金等貸付制度の活用等により、医師の確保に取り組んでおりますが、今後も県・町等関係機関と緊密に連携し、積極的に広報にも努め、重要課題として取り組んでまいります。

以上で答弁を終わります。よろしくお願いたします。

議長（城之内一男君）

総務課長。

総務課長（向後喜一郎君）

質問要旨5について、私から答弁をさせていただきます。

質問要旨5、新たな地方創生基本方針（人口から人材へ）について、お答えを申し上げます。

国における、まち・ひと・しごと創生基本方針2019が本年6月に閣議決定され、年内に第2期総合戦略が策定される見込みとなっております。今年度に総合戦略が終了する自治体においても、切れ目なく策定するよう努めることがまち・ひと・しごと創生法に規定されております。

当町においても、今年度末を目途に策定するため、現在、国や県の説明会やコンサルのセミナーなどに参加し、また、近隣自治体と情報交換を行っているところでございます。

議員が言われるように、策定過程でワークショップなどを通じ、様々な人や組織

が話し合いを重ねることも大きな意義があると考えます。しかしながら、今回は、国の総合戦略が今年の12月に策定見込みであり、これを踏まえて年度内に策定する必要があることや、前回のように策定支援に係る交付金が交付されないことなどから、第2期総合戦略につきましては、当初計画を内部検討会で十分検証し、必要な修正を行うこと、また、パブリックコメントでの住民の方のご意見、また、議会説明などによりご意見をいただくことにより策定したいと考えております。

以上で終わります。よろしく願いいたします。

議長（城之内一男君）

宮澤議員。

3番（宮澤 健君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

三つ目の農業の家族経営体と環境保全について、地方創生事業で各地に成功事例がありますけれども、第2期で同じような取り組みをしても十分な効果を得られないでしょう。早い者勝ちのところがあり、話題性にも目新しくはなく、話題に欠けます。また、外国から観光客を呼び込み、活性化しているところでも、現在の日韓関係悪化で、一国と、とても関係をよく保ってきたことが、仇となって、悲鳴を上げている状況であります。

そんなことから、内部の充実を目指すべきではないでしょうか。耕地が荒れ、草木が茂った状況では環境がより悪化してまいります。全国棚田100選の地区でもライトアップしたり、ボランティアを募集したりしながら、外部から人寄せをしていましたけれども、高齢化で、もう維持管理が出来なくなってやめていくところが増えております。

中間管理機構を活用して、農地の集約化を推進するということですが、中間管理機構は農地の貸し手を全部受けるわけではありません。条件の悪いところは取り残されていくので、耕作放棄地となります。取り残されていくような場所は、清水が湧いたり、虫が生息したりという自然環境面でいい場所なのですが、当町は今後どのように環境保全という面に取り組んでいくのか、お伺いいたします。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（林 栄壽君）

耕作放棄地に対する環境保全対策につきましては、具体的には考えておりません。イノシシなどの野生動物が住みついたり、棚田の崩壊などで農作物や地域の生活に影響が出るようであれば、今後は対策を講じていく必要があると考えております。

議長（城之内一男君）

宮澤議員。

3番（宮澤 健君）

当町には、営農集団や大規模経営農家があり、家族経営の耕地をカバーしていますけれども、条件の良くない耕地は引き受け手がなく、耕作放棄地となりつつあります。

全国的な傾向で見ても、全体の9割以上を占める家族農業体が前年対比2.9%減ということで、歯止めがかからない状況であります。小規模の家族経営体の農地の受け皿であった大規模経営が国内の経営耕地面積の53.3%を、10ヘクタール以上の経営体がカバーしていましたが、その大規模経営体の経営面積も減少に転じております。多様な担い手をどう育成するのかが問われております。

国連は、今年から2028年まで、「家族農業の10年」として世界83カ国から農相を含む政府代表、農家、農林業団体、研究者が参加して記念式典を開催いたしました。世界行動計画7項目を立ち上げました。世界の食料を賄う点で、家族農業は世界の食料の大半を生産しているだけではなく、人類と地球の健やかな存続のための糧をもたらしています。

日本では、食料不足や栄養失調とは直接関係ないように思われますけれども、食料自給率、カロリーベースで38%という先進国の中でも低く、また、農産物の総生産量の6割が家族経営という状況であります。

町の基幹産業である農業を、小規模な家族経営農業を農村契約の中でどのように考えていくのか、お伺いいたします。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（林 栄壽君）

農業従事者の平均年齢は65歳以上で、今後10年で小規模な家族農業のような後継者のいない農家の離農が進んでいくと思われれます。担い手の減少に伴い、農地の持つ多面的な機能の喪失や、地域の生産力や農村経営の低下につながっていくと

考えられます。

このようなことから、集落機農の維持や保全活動、営農活動が継続出来るように、集落営農の推進や、多面的機能支払交付金を活用した地域の環境保全会創設等の組織活動の推進をしていく必要があると考えております。

議長（城之内一男君）

宮澤議員。

3番（宮澤 健君）

国は、「人・農地プラン」でアンケート、現況把握、集約方針の策定の要件を満たしていればプランを見直したことにするというふうに言っています。要件に基づくプラン作りは地域集積協力金などを受け取るための条件としています。また、国は、農家からの話し合いを支援するコーディネーターの派遣に乗り出すとありました。

問題は、貸し手よりも借り手にあり、どのように町がその調整役を務めていくのか伺います。併せて、農業、農地が経営維持をされていくことが大事だと考えますが、後継者の確保に対する支援策を伺います。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（林 栄壽君）

まず、問題は貸し手よりも借り手にあり、どのように町がその調整役を務めていくのかというご質問ですが、昨年度より、稲荷入、小貝野地区において、農業会議、農業事務所の指導及び支援のもと、営農法人を立ち上げるための準備を進めております。営農法人の立ち上げに先立ち、農家の今後の営農に対する考え方や、農地の利用状況を確認するため、地区の全農家を対象に記名制のアンケート調査を実施しました。これは、国が求めている「人・農地プラン」の実質化となるもので、5年後、10年後の農地の利用方針を調べ、地図等で見える化する事で、その地域の営農状況が将来にわたり確認することが出来ます。

これらの情報を貸し手と借り手で共有し、担い手や新たに担い手になる人が将来の営農計画を考えるための検討材料となります。

今後、稲荷入、小貝野地区をモデルケースとして、町が調整役を務め、状況によりコーディネーターの派遣も視野に、地域の「人・農地プラン」の見直しを進めて

いくことで、貸し手と借り手の調整を図るように努めていきたいと考えております。

次に、後継者の確保に対する支援策についての質問ですが、後継者を確保するためには、農業を魅力あるものとする必要があります。大規模農業とするため、経営規模を拡大し、所得の向上を図ることも一つの魅力ではありますが、親から受け継いだ農地で営農する小規模な農家であっても、多様化する市場のニーズに素早く対応し、経営の多角化や有機農法で付加価値をつけることにより、商品を差別化し、顧客の絞り込みにより十分に所得の向上を図ることは可能であると考えます。

町では、農業後継者育成事業として、かとり農協青年部東庄支部の活動に対し、助成を行っております。活動内容は、農業技術向上や、GAP取得のための研修、六次産業化施設の視察など、これらの活動を継続するように支援し、魅力ある農業を実現することで後継者の確保につながるものと考えております。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

宮澤議員。

3番（宮澤 健君）

4番目の東庄病院の経営方針について、令和5年度末に東庄病院が受け持つ介護療養病床の転換期限を迎える前に、急性期医療、回復期医療、慢性期医療に加えて、訪問診療、在宅医療まで役割分担が可能か、地域関係機関との十分な協議・検討をしていただき、支障が出ないように要望いたします。

医療従事者に対する問題研究会に4回私も参加して、働き方改革により労働基準法を適用させ、医療関係者の労働時間の制約が問題となりつつあります。全国の病院でブラックとされる事案がたくさん出されました。病院経営とすれば、患者の受け入れ、イコール利益ということで、医師、看護師の労働時間管理をおろそかにしたところがほとんどであります。

今年2月に、厚労省の医師の働き方改革に関する検討会で、地域医療を守る病院などに対する特例として、時間外労働の上限を1,900から2,000時間としました。医師を殺す気かというようなことが出されましたけれども、地域医療は非常に医師不足であるというようなことで、いろんな勉強、研鑽をする上で、それだけの時間が必要だ、目標とするのはあくまでも960時間というふうに言われております。

今度、高プロに認定されれば、時間の制限がないということから、1,500万で申請したところ、1,500万では高プロには入らないということで却下されたそうです。

経営収支の6割から7割が入院患者、3割程度が外来患者で、支出の5割から6割が人件費、そこに占める看護師の割合が高いことが全国的な傾向にあります。地域医療機関や介護施設などの連携で改善される部分も多くあると思いますので、重ねて十分な連携協議をお願いいたします。

5番の新たな地方創生基本方針（人口から人材へ）について、国や県の主催するセミナーなどに参加し、今年度の目標策定に当たるということですが、8月31日に、全国町村会館でこれからの自治体農政について考えるシンポジウムが開催されました。内容は、地域農政づくりについて意見発表、そして、新たな食料・農業・農村基本計画を見据えて議論がされたようですが、参加はされましたか。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（林 栄壽君）

参加はしておりません。

議長（城之内一男君）

宮澤議員。

3番（宮澤 健君）

農業は食料生産のみの役割ではなく、以前からそういう活動はしてきましたけれども、税金を使ってまでという、国民や世論まで一体となって理解してもらうのはなかなか出来ないことであります。今後は、そういう場に積極的に参加され、知識や見聞を広めていただくよう要望します。

続いて、2015年策定時、国の計画策定指針で、産官学金労言の連携推進で、国も要請があれば、出向いて計画策定に参画するということがあったが、国の答えに合った答案用紙を上げる、それには委託してくれれば答えを教えますと言っているようなもので、委託先はほとんど独立行政法人とか官僚の天下り先ではないかと思えます。極端に言えば、利益誘導、還元だと思えます。その例が、先程一番最初に申し上げたとおり、一企業に40億円以上のお金が流れていったというふうなことであります。

第2期総合戦略の基本的な考え方を総務省のホームページで見ましたけれども、第1期の総合戦略に十分検証し、本格的な展開を図るべきではないかとあります。当町では大幅な変更をしないで、当初計画の見直しで策定するということが、今後の検証予定と、第2期について計画策定委員会の開催予定を伺います。

議長（城之内一男君）

総務課長。

総務課長（向後喜一郎君）

当町総合戦略の検証につきましては、内部検討会で実施していく予定でございます。なお、計画策定委員会については、今回、開催予定は現在ありません。

以上です。

議長（城之内一男君）

宮澤議員。

3番（宮澤 健君）

では、要望として、地方創生でも過疎地域対策でも、医療福祉サービス、子育て教育環境が課題で、食料や水の生産と供給や、多様な生態系の保全などの機能は理解している人の割合が高いので、それらが盛り込まれるよう要望して終わります。

ありがとうございました。

議長（城之内一男君）

答弁はよろしいですか。

3番（宮澤 健君）

はい。

議長（城之内一男君）

以上で、宮澤健君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は2時30分からとします。

（午後 2時22分 休憩）

（午後 2時30分 再開）

議長（城之内一男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、5番、板寺正範君。

5 番（板寺正範君）

傍聴の皆様、本日はご苦労さまです。よろしくお願いいたします。

それでは、一括質問の後、一問一答でお願いいたします。

質問事項、人口減少、少子高齢化対策について。今回、この質問をするにあたり、自分がお世話になっている近所づき合いの範囲で、この人口減少、少子高齢化という課題を考えてみました。俗に隣組とか班とかと呼ばれる地域コミュニティの最小グループです。

数年前までは20軒のグループでしたが、今は17軒となりました。その中で、2世帯で住んでいる家庭が10軒、そして、高齢者だけのご家庭は7軒です。その7軒のうち、おひとり住まいの方は3件あります。そして、驚きは15歳未満の子供がいる家庭がゼロです。赤ん坊から中学生まで、一人もいないということになります。周りから子供の声がほとんど聞こえてきません。皆様のご近所はいかがでしょう。このことを考えた時に、改めて深刻な状況だと感じました。

それでは、四つの観点から質問させていただきます。

質問要旨1、まち・ひと・しごと創生東庄町総合戦略数値目標の達成度、課題点、今後の進め方。これは、先程宮澤議員、大網議員も質問されていて、偶然というか、3人ほぼ同じ内容の課題でありましたので、省くところは省いて質問させていただきたいと思いますが、あまり器用ではないので、重複する部分もあるかと思いますが、ご了承をお願いいたします。

町が策定した四つの基本目標と数値目標の達成度、達成が出来ない課題点、そして、今後の進め方を伺います。

質問要旨2、高齢の方の通院、買い物など、移動手段について。高齢になって車を持たない生活が始まった時に困ること、それは、通院、買い物、外出の移動手段の確保です。東庄町の公共交通として外出支援バス「おでかけ号」、東庄病院の送迎車、福祉車両の貸し出しなどがありますが、それぞれの事業趣旨として、車両のどういう装備があるのか、台数は何台で動いているのか、そして、利用者数や貸し出し数の回数など、現状をお伺いいたします。

質問要旨3、運転免許証の自主返納について。長寿社会となり、お元気な方はかなりの高齢となっても運転されています。しかし、各地で高齢の方の運転による重大な事故が増えています。今年4月の豊島区の大変な事故、そして、その後もブレ

ーキとアクセルの踏み間違いの事故、道路を逆走しての事故など、今まであまりなかったような事故が報告されてきています。東庄町ではそのような事故の話は聞いていませんが、今後出てくる可能性がないとは言えないと思っています。

先日も、うちに来ていただいた80歳台半ばの方が、帰る時に少しよろけぎみだったので声をかけました。そうすると、この頃、足腰が弱ってきて、あまり言うことを聞かないんだ、車に乗っちゃえば何でもないんだけど、車がないと何も出来ないからよと言っていました。そんな時にどんな言葉をかけたらいいいのか考えてしまいます。結局、気をつけてねという言葉だけになります。

高齢になり運転に不安を感じながらも、自身のプライド、自由に移動出来ない不便、そのことによる生活の不安感のために免許の返納に抵抗があることも事実です。まずは、免許返納後の移動手段をどう考えるかではないでしょうか。

千葉県警のホームページによりますと、県内25市町村の自治体で、既に運転免許自主返納支援措置という行政サービスが行われています。内容としては、主に市営バスの料金割引、福祉タクシー利用券、デマンド交通割引券などを発行し、出かけることの負担を支援することです。余談ですが、その他にコジュリンカードのような行政ポイント満点カードを交付するなど、そういうサービスもありました。要は、各自治体でその地域に合った移動手段の手助けを実施しているということです。

運転免許証を返上するという事は、本当に大きな決断が必要です。そして、そのきっかけとして支援措置も必要ではないでしょうか。東庄町として免許証の自主返納について、どのように考えているか伺います。

質問要旨4、小学校統合による空き校舎の利活用について。空き校舎の利活用については、これまでいろいろな経過を経て、公募型プロポーザルを開催しました。1社の申し込みがあり、審査を通過し、優先交渉権者となったと報告がありました。一般的には大きな企業や団体などに来ていただいて、東庄町を告知していただいたり、安定した雇用をお願いしたり、施設の維持管理をお願い出来れば本当によいかなと思っていましたが、冷静に考えてみると、人口規模やアクセス、周囲の環境など、総合的に判断すると、これは非常に難しいことなんだなと改めて思いました。

そんな中、地元、東庄町出身の方が新たに法人を立ち上げ、東庄町の良さを発信していきたいと手を挙げてくれました。この会議終了後にプレゼンテーションがあるということで、非常に楽しみにしているところであります。

これから議会の承認を得て、地域の皆様のご理解を得て、契約、事業開始となった場合、大変失礼ながら、ノウハウ、経験、実績を持った大きな企業や団体とは違い、初めての事業ということで、大変な苦労が想像されます。事業を成功に導くには、町の大きな協力も必要になってくるのではないのでしょうか。この若い方達の事業提案に関し、どのような協力体制をとっていくのか、お聞かせください。

以上で一括質問を終わります。この後は自席で質問いたします。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

板寺議員のご質問にお答えをいたします。

質問事項 1、人口減少、少子高齢化対策についての質問要旨 1、まち・ひと・しごと東庄町総合戦略、数値目標の達成度、課題点、今後の進め方について、お答えを申し上げます。

平成 28 年 3 月に策定しました東庄町総合戦略では、四つの基本目標を掲げ、13 の施策、37 事業を設定いたしました。37 事業については、重要業績評価指数、いわゆる K P I といわれるものですが、その平成 31 年度目標値を定め、毎年度の達成状況を集計しております。

平成 30 年度末の状況でございますが、概ね目標値を達成出来ると思われる事業が 12 件、目標値の達成にはもう少し努力が必要な事業が 15 件、残念ながら進んでいない事業が 10 件となっております。また、今後の進め方ですが、今年度末で計画期間が終了となるため、第 2 期総合戦略の策定が必要となります。現在、国、県からの通知や説明会による情報を収集しているところでございます。今後は内部検討会で検証を行い、必要な修正を行うことにより策定したいと考えております。

質問事項 1 について、私からは以上でございます。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

板寺議員の質問要旨の 2 番目、高齢の方の通院買い物等移動手段について、お答えをいたします。

それでは、おでかけ号、東庄病院送迎車、福祉車両の事業主旨、車両台数、利用

者数についてお答えをいたします。

おでかけ号は、高齢者などに対し、要介護状態に陥らないための介護予防施策や生活支援サービスを提供する場所、医療機関などと自宅との交通手段を確保することにより、高齢者などの方々の自立と生活の質の維持を図ると共に、健康福祉の向上に資することを目的に、平成14年から無料で運行をしております。現在は高齢者に限らず、どなたでも利用が出来ます。車両は3台、平成30年度の利用実績は1万3,909人となっております。

続いて、東庄病院送迎車両につきましては、外来患者の利便性向上のため、平成8年から無料で運行しており、車両は1台、平成30年度の利用実績は4,079人となっております。

最後に、福祉車両についてですが、高齢者及び心身障害者等の社会参加を促進し、福祉の向上を図るため、貸し出しをしており、平成24年から事業を実施しております。利用料は無料ですが、使用した燃料を利用者に負担していただいております。貸出車両は健康福祉課に2台、東庄病院に3台、合計5台あり、全ての車両において車椅子を搭載することが出来ますが、東庄病院の3台のうち2台につきましては、病院業務を優先としております。平成30年度の利用実績は35件となっております。

私からの答弁は以上です。

議長（城之内一男君）

総務課長。

総務課長（向後喜一郎君）

私から、質問要旨3、運転免許証の自主返納について、お答えを申し上げます。

近年、高齢者ドライバーの運転誤りによる痛ましい事故が多発しております。こうした事故がニュースとなるたび、運転免許証の自主返納について話題となりますが、免許を返納した後、地域公共交通が整備されていない場合、移動手段がなくなることが問題となってきます。

近年では、運転免許自主返納を行い、公安委員会から運転経歴証明書を交付された場合、公共交通機関の乗車運賃割引などの特典を受けられる例が増えてまいりました。千葉県内においても、タクシー利用券の助成などを行っている市町村がございますので、情報収集の上、今後検討してまいりたいと考えます。

次に、質問要旨4、小学校統合による空き校舎の利活用について、お答えを申し上げます。

議員の質問にありましたとおり、学校跡地利活用については、かねてからご案内のとおり、民間事業者の利用を重要と考え、3月に公募を開始し、4月から5月にかけて、参加申し込みの受付を行いました。6団体から問い合わせがありましたが、最終的に1団体の参加申し込みがございました。この1団体に対して、6月26日に2次審査、プレゼンテーション審査を実施し、石出小学校の利活用について優先交渉権者と決定したものでございます。

今後の町と事業者との協力体制についてですが、町補助金の検討、各種行政手続きの指導、行政情報の提供などが考えられます。その他、現在ご協力いただいている、ちばぎん総合研究所も本事業にお力添えをいただいております。

小学校跡地の利活用は、地域住民にとっても、町行政にとっても、非常に重要な事案でございますので、町といたしましても、出来る限り協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

板寺議員。

5番（板寺正範君）

総合戦略の達成度、課題点、今後の進め方ですけれども、非常に内容を見ても、かなりハードルが高い数値になっています。それでも今のお話だと、12件はクリア出来たんじゃないかということですね。15件はもう少し、10件は残念ながらところだという話でありました。これが全部出来れば人口減少も防げるというか、そういうものではないかと思えます。今後、期間としてはもう少しでありますけれども、数値目標の達成のために頑張っていたきたいと思います。

そして、質問要旨2でありますけれども、公共交通として、平成14年におでかけ号が開設されて走り始めました。自分はあまりその頃、そういう公共のことには関心がなくて、ただ役場の職員の先輩が遊びに来た時に、今度、町ではこういうバスも走るんだと、こういう行政サービスをするんだということで、その時は、まだまだ皆さん、町も元気で、そういうバスが必要なのかな、どうなのかなということで、非常に疑問に思っていました。そういうバスが今、ここ東庄町で走っていても

大丈夫なのかなというふうに思っていました。そして、事業が開始されて、何年間かは、やはり空車というか、ほとんど乗車されていなかったという記憶があります。

しかし、やはり行政のやることに間違いはないというか、先見の明というか、この人口減少を捉えた中で、公共交通が、システムが必要だということがだんだんわかってきました。今ではなくてはならないような高齢の方にとっては町の足というふうになっていると思います。

その中で、町民の皆さんの意見として、東庄病院の送迎車は自宅近くまで運んでくれる、足腰が弱い中で、天気が悪い時や重い荷物を運ぶ時に、自宅近くまで送ってきてくれてとても助かる、そして、安心感があるという声をよく聞きます。今後、更に高齢化が進んでいくと思います。先程の話もそうなんですけれども、また、地域によっては、おでかけ号のバス停まで歩いていくのも大変だという状況が現在もあるかと思っています。

今後、その対策として、目的地まで送迎する、先程もありましたけれども、デマンド交通、そして乗り合いタクシーと呼ばれる、更に利便性の良い交通システムを取り入れてほしいと思いますが、町の見解を伺います。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、ただいまの板寺議員の質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃられますように、デマンド交通や乗り合いタクシーなどの必要性は町としても重要なことだと認識をしております。今後、近隣自治体の状況、先進地の事例等を参考にし、関係各位のご意見を伺いながら、有効な交通手段を検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

板寺議員。

5番（板寺正範君）

ありがとうございます。

デマンド交通も、その地域地域によっていろいろな課題もあるかと思いますが、このデマンド交通においては、先輩の山崎議員が何度も議会の方で一般質問をされ

ております。その時に検討をしますという話はいつもあったわけですが、今、現状を見ますと、やはりおでかけ号のサービスより一歩進んだ行政サービス、介護保険ではまだそこまで行かない、本当にその間の足の弱い、あるいは離れている、そういう利用者の方の足として、公共交通システムが必要だと思imasるので、是非タイムスケジュールを組んで、検討していただきたいなと思imasます。よろしくお願imasします。

続いて、運転免許証の自主返納についてですが、いろいろな考えがあると思imasます。一つ問題になるのは、自主返納ではなくて、期限が来て返したのと、期限がちょっとでもあって返したものの、期限があつて返したのは自主返納として、さっきお話があつた引換証とかなんとかで、その公共交通の割引とか、例えばタクシーの何とかというものがつけないということが出てくると思imasうんですけれども、その辺は、他のもう既に県内の半分ぐらいの自治体がこの支援措置というのを導入してimasますので、そこはちょっと検討していただいて、これも町としての町民に対する優しさではないかと思imasますので、是非ここは検討を進めていただきたいと思imasます。

質問要旨4番、空き校舎の利活用についてですが、先程、協力も惜しまないというお話をいただきました。今回、石出小の利用申請1件でしたけれども、他の空き校舎については、今度どのように進めていくおつもりでしょうか。これまでの状況を考えると、なかなか企業や、それから団体や、そういうところからの申請、申し込みはこのまま待っていても難しいのではないかという気がします。今後のタイムスケジュールはどのように考えているか、お伺imasします。

議長（城之内一男君）

総務課長。

総務課長（向後喜一朗君）

石出小学校以外の学校についてでございます。神代小学校と東城小学校と橘小学校がござimasます。現在も問い合わせは数件あるということでございますが、今後は神代小学校と東城小学校について、随時募集を行つていきたいと、このように考えおます。橘小学校につきましては、立地条件等が良いこともござimasまして、地元の企業への提案、お誘い等も考えながら進めてまいりたいと、このように考えおます。

以上です。

議長（城之内一男君）

板寺議員。

5番（板寺正範君）

ありがとうございます。

新しい事業を始める東庄町出身の方ですが、新しい事業を、そして、新しい場所で始めるということは非常に大変なことだと思います。しかし、この事業提案をしていただいた方を見ますと、本当に東庄町を元気にしたいという熱い思いを持って真摯に取り組んでいるように思います。若い方の大きな挑戦を是非応援したいと思います。子供・子育て、教育・福祉を更に充実させて、若い人達が思い切り自分の思いを発信し、暮らしていけるような町になってほしいと思っています。一緒に頑張っていきましょう。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（城之内一男君）

以上で、板寺正範君の一般質問を終わります。

次に、13番、鎌形寿一君。

13番（鎌形寿一君）

長時間にわたっての一般質問も私で最後になりました。もう少しの時間ですので、辛抱して聞いてください。

まず、私の質問の初めなんですけど、まちづくり会議の役割と議会との関連についてを質問したいと思います。

まず、まちづくり会議の内容の開示についてを一番上に質問したいと思います。平成24年、各区の区長さんが行政協力員として、町民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、東庄町行政協力員まちづくり会議が設置されましたが、これまでのまちづくり会議の中でどのような意見や要望などがあり、町長へ提言されたものはどのようなものであったのか、また、その結果等も伺いたいと思います。

また、この会議は、原則公開することになっていますが、会議の内容等をどのような形で公開しているのか、広報紙等で町民へお知らせなどは行っているのか、伺います。

2番目として、今後のまちづくり会議の方向性と議会との関連についてをお聞きします。これまでのまちづくり会議の意見や提言で、いろいろな成果はあったのか

と思いますが、より良いまちづくりを進めていく上で、まちづくり会議と議会、また、各種団体との意見交流など、各種方面からの意見を聞きながらまちづくりを進めていくことも町民からの期待に応えていく行政ではないかと思います。

まちづくり会議は、各区の区長さんから構成される組織で、地域に密着しており、地元町民からの意見や要望等をじかに把握出来る組織です。また、議員の皆さんは、地域の意見、要望等を行政に届け、毎年進められている行政の内容を地域の方々へまた報告し、それぞれの立場で議員活動を行っているかと思います。

この組織が地域の意見、課題、要望等を共有し、意見交換、協議することにより、問題の解決や、より良いまちづくりにつながっていくと考えます。また、町民にお知らせすることにより、建設的な意見も寄せられるのではないかと考えます。今後のまちづくり会議の進め方、方向性と町、議会との関連についてを伺います。

続きまして、武道を生かしたまちづくりについてを質問いたします。我が町には、武道、弓道等を生かし、大勢の皆さんがやってきております。その中で、武道、弓道等を生かし、インバウンドを含めた観光客をもっと誘致出来ないか、そういったことを考えたいと思います。

現在、町には、出羽海部屋が毎年8月に、約2週間ほど夏合宿を行っております。19回という回数を重ね、今年は関脇の御嶽海関も夏合宿に参加してくれました。この夏合宿には、町内外から大勢の相撲ファンが、朝早くから見学・応援に来場しております。また、諏訪神社では、秋季大祭として相撲祭りを行っております。

このように、町は関係者の努力により相撲のまちというイメージを作り上げ、観光の一部を担っております。

また、弓道においても、大学生、高校生などの合宿が通年を通して行われ、町の弓道場や県民の森の弓道場においても、町内外からの方が利用しており、弓道の町としても名が知られ、町外から大勢の人が来町しております。

このように東庄町は、相撲や弓道などで武道の町というイメージがあり、このイメージをもっともっと盛り上げて、また、海外への発信を考えてまちづくりを進め、成田空港からも近いという立地条件でもあり、インバウンドも含めた観光客誘致を行っていくべきかと考えますが、町としての考え方を伺いたいと思います。

併せて、施設の整備について伺います。相撲の土俵については、後援会や地元と当番区の地元の皆さんにより整備され、相撲祭りや夏合宿など、イベント事業が盛

大に開催され、町内外から大勢の方々が来町しております。

弓道場におきましても、町弓道場、県民の森弓道場、それと、個人の弓道場があります。しかし、各弓道場には近的の設備しかなく、弓道を練習する方からは、遠的の設備も是非設置してほしいという意見が昔から出ております。多く寄せられております。

町内はもとより、町外からもより多くの弓道ファンに利用していただき、また、外国人などの観光客にも体験出来るような施設を整備し、相撲、弓道などの武道を生かし、武道の町のイメージアップを図り、より多くの方に来町して、賑やかな町、「元気あるまちづくり」を推進する考えがあるのか、伺いたいと思います。

ここで、町長が昔から言われております、小さな町でもきらりと光る町、これが武道の町、東庄町と一致するんじゃないのかなと、私は考えております。

また、3番目といたしましては、武道の精神を生かした子供達への教育について伺いたいと思います。先程から申し上げておりますが、東庄町は武道の町というイメージが盛り上がっております。これからのまちづくりの一環としてどんどん進めていくべきだと考えます。また、相撲、剣道、弓道など、習っている方々がいっぱいいるように聞いております。また、笹川小学校では相撲体操や相撲大会などを実施し、相撲になじんでおります。子供達が武道を習うということは、単に体を鍛えるということだけではなく、より健全な精神を持った子供達が育っていくものと考えます。

先日、テレビ放映もありましたが、空手のジュニア大会で、当町の小学校の女の子が見事日本一に、チャンピオンになりました。我が町の、このように優秀な子供が育っているということは大変素晴らしいことだと思います。

現在は礼儀をわきまえない若者が増えているように思います。我が町は武道の町であります。子供の頃から武道になじみ、礼儀を重んじる武道の精神を植えつけ、健全な子供達の育成に取り組んでいくべきではないかと考えます。学校教育、社会教育の中で取り組んでいただければと思いますが、町としての方向性、考え方を伺いたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。次回は自席から質問させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（城之内一男君）

総務課長。

総務課長（向後喜一郎君）

鎌形議員のご質問にお答えを申し上げます。

質問事項 1、まちづくり会議の役割と議会との関連についてのご質問にお答えいたします。行政協力員まちづくり会議は、行政協力員である区長さん方と町長を初め、町の課長職以上が出席し、一堂に会して年 3 回開催しております。行政協力員の皆様からの町民姿勢による町政への提言や、地域の課題解決に向けた意見交換を行っていただいております。

これまで様々な視点からご意見、ご要望を町にいただき、また、意見交換、情報交換がされていますが、例を挙げますと、産業廃棄物中間処理施設の問題が議題となり、区長さん方が中心となって、設置反対の署名活動、町と議会への陳情という形になった事案がございました。町はこれを受け、設置反対の意見を千葉県に提出し、県としても、町民の意思と東庄町として反対するという姿勢を重く受けとめ、行政に対し申請を取り下げよう指導し、申請が取り下げられたという事案がございました。

また、道路整備や信号機の設置、交差点の改良等、区長会からの統一要望という形で町や関係機関に要望書が提出され、一部事業化された事案もございます。

この他、まちづくり会議では、高齢者対策や防災、ごみの不法投棄問題など、幅広い意見が出されており、また、それぞれの地域で課題となっていること、困っていることなどを自由に話し合っていていただいております。

会議の内容につきましては、その都度公表はしておりませんが、今後は必要に応じてホームページなどで町民の皆さんにお知らせしてまいります。

次に、今後のまちづくり会議の方向性といたしましては、現在の進め方が目的にかなっていると思いますので、行政協力員である区長さん方には、町民の視点から町政に対するご意見、要望、地域住民の建設的な意見の集約及び提言を行っていただき、町民と行政の協働によるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（林 栄壽君）

質問事項 2、武道を生かしたまちづくりについて、要旨 1、相撲、弓道等を生かして、インバウンドを含めた観光客誘致を考えたまちづくりについて、お答えします。

まず、相撲に関しては、町観光協会ホームページにて周知しており、出羽海部屋夏合宿や諏訪神社秋季大祭笹川の相撲祭りに関する情報を掲載し、毎年、町内外から多くの見学者が訪れております。

また、弓道につきましても、東庄県民の森にあります弓道場や、弓道場を有している宿泊施設を紹介し、地元近隣の愛好家だけではなく、大学生の合宿などで多くの方に利用されております。

また、今年度より、若者や外国人など、より多くの方に東庄町の魅力を知っていただくため、町観光協会公式インスタグラムを開設し、出羽海部屋夏合宿などの各種イベントや町内飲食店などを掲載し、情報発信に努めております。

インバウンドに関する取り組みとしては、北総地域の自治体と観光協会が加盟する北総観光連盟において、訪日外国人向け観光パンフレットを作成しており、当町においては相撲などの情報を掲載し、誘致、促進に努めております。また、今年度の北総観光連盟事業として、香取市国際交流委員の紹介で、タイの画家に依頼して、外国人目線による地域の風景画を作成し、PRに広く活用することとしており、当町では、相撲を画材として作成していただく予定となっております。観光客誘致に関しましては、情報発信の強化も含めて、今後も誘致活動に努めてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

議長（城之内一男君）

生涯学習担当課長、林寛君。

生涯学習担当課長（林 寛君）

続きまして、質問要旨 1、施設の整備の関係について、お答えさせていただきます。現在、町内で弓道が行われる場所としましては、町が運営する町民広場や県民の森、また、事業者が運営する弓道場などがありますが、そのいずれもが近的の道場であります。近的は、的までの射距離が 28メートル、それに対して、遠的の弓道場は射距離が 60メートル、的の直径が 100センチメートルになります。

議員が述べられましたとおり、遠的の整備を要望する声があることは担当としましても認識をしております。今後、より多くの弓道ファンに利用していただくため

にも、遠的の整備につきましては前向きに検討をしてみたいと思います。

続きまして、質問要旨2、武道の精神を生かした子供達への教育について、お答えいたします。なお、ご質問の内容は、学校教育と生涯学習の双方に関係する内容ですけれども、私の方からまとめてお答えさせていただきます。

まず、議員が述べられましたとおり、礼儀を重んじる武道が子供達の健全育成につながるということは認識をしております。そこで、子供達の武道に接する機会といたしましては、笹川小学校における相撲体操や、出羽海部屋夏合宿に小学生が参加して行うわんぱく相撲、東庄中学3年生で行う日本文化体験での空手や弓道などがあります。統合後の東庄小学校でも現在取り組んでいる相撲行事は残す予定となっております。

東庄中学校の日本文化体験においては、弓道の体験から高校に入ってからその道に進み、全国高校総体で活躍する生徒も出ております。

また、武道を習得する場として、スポーツ少年団という団体があり、現在、空手を含め、五つのスポーツ団体が加盟し、134名の登録があります。町などからの支援としましては、練習場となる体育館使用料の減免措置や、体育協会からの助成を行っております。今後とも、空手を含めたスポーツ少年団の活動を支援し、地域の絆の中で、仲間との集団行動による心の成長につながるよう、生涯にわたる教育として進めてまいります。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

鎌形議員。

13番（鎌形寿一君）

ありがとうございます。本当に前向きな答弁、ありがとうございます。

まず、まちづくり会議の件に関しましては、一つ提案なんですけど、各地域では区長さん方と、また、公職者の方々と議員との懇談会というのを持っているかと思えます。年に1回ぐらいはやっているかなと思えますが、それを全体としてまちづくり会議の区長会と、それから議員との懇談会、これを是非2回目ぐらいの会議の時に、会議の後にでもやっていただければ、より一層親密な関係、意見交換等が出来るんじゃないのかなと考えます。この辺もそんなに難しい問題じゃないと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、新しい弓道場を前向きにという形で、遠的の弓道場を前向きにということをお断りいただきました。ありがとうございます。これに関しましては、危険性というものが大きく出てくるんですが、それを克服するには小学校の跡地を是非利用出来ないのかなと考えます。

例えばということで、学校名を出しちゃうとちょっと申し訳ないんですが、それは後にしまして、そういった跡地の隅っこでもいいかと思えます。60メートル、そして、あまり上に飛ばないように屋根、それから、前にも遠くに飛ばないように、そんなにお金がかからないというふうに聞いております。是非これは、そういった形でやってもらえればうれしいなと考えます。実際、千葉県はそういったのは少ないそうです。一番多いのはこの近辺では長野、山梨だそうです。それはなぜかというと、昔そういった戦いがあったのかなと、そういうふうにも言われているところでもありますので、弓はそういったのだけではなく、やっぱり武道の精神を鍛えるための弓道という形でやっていただければと思えます。

その次に、子供達の教育に関しては、もう学校教育の中で武道というものを教える、そういったものはなくなっている、無理だというのは聞いております。社会教育の中でどんどん進めていって、きちんとした子供を育てていただければ、これから住もうという夫婦にもすごく影響があるんじゃないのかなと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

その他にですが、観光客の誘致に関してですが、ちょっと順番が逆になっちゃいますが、北総観光連盟との懇談会というのは、もう昔から町の観光協会としては、やっているんですが、やっとそれがインバウンドを利用して、もっとこっちへ呼ぼうということが出てきました。それまでは一応観光連盟は佐原が主体だったんですが、あまり力を入れていなくて、英語のそういったパンフレットもなければ、中国語のパンフレットもない、そういう感じだったんですが、今はどんどん作ってやろうと。おかげで佐原までは観光客がいっぱい来ています。どんどん増えていると思えます。

ところが、佐原からこっちにはなかなか来ない。それはなぜなのか、そういったところをもう少し観光協会、まちづくり課と、そして、北総観光連盟、これは銚子までも含めますので、単体では観光というのは出来るものじゃないので、一緒になってもっともっと頑張っていきたいなと、いってもらえればと思えますので、よろ

しくお願いします。

そして、最後になります。この9月定例会が第16代議員の最後の議会となります。11月には選挙が行われ、第17代議員による新しい議会が発足いたします。新しい令和の時代となり、共に新しい時代を、新しいまちづくりを進めていくべきと考えます。町民の声を聞き、地域の皆さん・町・議会、それぞれ共に切磋琢磨し、より良いまちづくりに取り組んでいかなければと思います。

そこで町長から、「わが町東庄町」のこれからのまちづくりに対する考え方・方向性・施策等を伺いたいと思います。町長、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

議長（城之内一男君）

町長。

町長（岩田利雄君）

将来に向けてという話でありましたが、先程来、武道ということで質問がございました。武道に関しましては意外と理解をされていない部分があるんですが、大体日本には五武道といいまして、柔道、剣道、そして弓道、合気道、空手道ということで五武道とよく言います。

本部の設置は日本武道館であります。日本武道館を作られた方は松前重義であります。いわゆる東海大学を作ったり、柔道の武道館を作ったりということでありますけれども、非常に武道に対して熱心に取り組んだ方でありまして、千葉県内にも勝浦に日本武道館の研修施設があって、合宿が出来るようになっております。今、この館長は早稲田を出ました空手家の三藤芳生が館長として、今勤務しております。その方達も電話で、たまたま連絡を取り合うんですが、実はオリンピックの時も多分館長として、来賓の皆様方、外国の皆様方をお迎えして、武道館でいろいろな武道の種目が開催されるんだらうと、このように思っております。

実は、先程お話が出ました空手の部門で、全日本の和道会の、今年は和道会が55回目を迎えました。和道会の会長は小倉基という私の大先輩であります。その大会で小学校1年生の部で、当町の八幡真希さんが優勝されました。そしてまた、一緒に、双子でありますから、出た子供も紗希と言いますが、これも敢闘賞をもらっています。指導員が非常にいいということで、花香君とって、歳は若いんですけど、お父さんも空手をされた人材の方でありますけれども、熱心に取り組ま

れて入賞しております。

そういうことで、今年はそういう話が出てきた後に、高校総体が鹿児島県で開催されました。弓道の部に出場しました当町の土屋雄斗君という銚子市立高校の子供がおるんですが、これが優勝した次第で、この間、取材にお見えになりました。これを指導したのは、元役場の職員で山本牧夫さんであります。

そういうことで、子供達を育成するというのは大変なことだと思いますけれども、そういうふうにして武道家として、そして、その武道の道の中で子供達を育て、一人前の武道家として育てあげているということは大変だなと思っております。

そういうようなことを含めまして、やはり弓道というのも、先程この町がいろいろな面で武道精神を取り入れて、また相撲も一つの相撲道という道がありますから、そういうものに取り組んでいるということは、一丸となってそういうものの理解がありまして、このように考えております。

そういうことも含めまして、この町が将来にわたって、多くのそういう人を育て教育が出来るような、そしてまた、全国に通用するような位置づけの子供達が作れるような、そういう町になりたいと願っているところであります。

まちづくりはひとづくりと言われます。将来にわたって、人が人を作っていくわけですから、これが先程の質問にも出ましたけど、区長さん方の、いわゆる行政協力員会議もこの町からスタートしました。今、全国津々浦々、この区長さん方、自治会長の集まりの会議が開催をされています。ですから、何事もこの町から発信をしていくということが大事なことだろうと、私は今も思っております。

小さな町でありますけれども、まず、いろんな面で発信をする。人口がだんだん少なくなってくる、それは全国津々浦々でありますけれども、特にこの町は1万4,000から一気に20年間で1万8,000人になった町であります。人口も20年間で4,000人増えたということでもありますから、その逆風が吹いているわけでもあります。それも20年間の逆の20年間の頂点に上り詰めた後の20年間で、今、元の1万4,000人を割る人数に減っております。

しかしながら、こういうのはいつも続くわけではなくて、何らかのいろいろな取り組みをする形が増えたり少なくなったりする、そういうような状況はこれからも長く続くだろうと思っております。

ですから、国が今考えている部分は、コンピューター化や、そして機械化、そし

てロボットというような時代を迎えて、人の力をあまり借りなくなると。ですから、米作りの話をよくしますけれども、50町歩の田んぼを耕すのに、今は二人、ないしは三人で十分。かつては多くの方が田植えであり、稲刈りであり、携わったわけでありましてけれども、農家自体も今、50町歩を大型機械で耕す時代であります。GPSのコンピューターで高低差をはかって、いわゆる自動で田植えをする。そしてまた、自動でコンバインの稲刈りをする。そういう時代になった。

言ってみれば、1町歩の農家の49軒は失業したわけでありまして。ですから、失業した農家の後継者もいなくなったといいますがけれども、農家の後継者はいるんですけれども、仕事をなくしてしまったということでありまして。ですから、この人達がこれからこの町にちゃんと残れて、家庭を守ったり家を守ったりしながら、どうしたらいいのだろうかということが今頭をよぎっているところであります。

しかしながら、職業があって、収入があって、働いた分の賃金そのものをいただいて暮らさなきゃならないわけでありましてから、家庭の源の要素を支えるのはやはり収入減が途絶えてしまうということは大変なことでありまして。ですから、これをどうしようかということが大きな課題であります。

そういうことを言っていますけれども、やはり住む人達は町民でありますから、大事な方々であります。一人として、また町民の方々から愛想をつかさされるような町を作りたくないというのは理想でありますから、そういうものを求めながら、精一杯ここは踏ん張ろうと、私は思っております。

これからはいい意味で、各地方団体の調整の時期に入ってきたと、私は思っています。何が出来るかで町の存続が決まっていくと思います。大きな市町村合併の時代を経て、単独で残った町が全国で926あります。町村入れてでありますけれども。この町も一丸となって、こういう状況から脱却しようということと、少なくとも必ず地域は守っていくという考え方の中で、今、一生懸命取り組んでいるわけでありまして。

多くの議員の方々から、先程来、ずっと質問を受けておりましたけれども、要は、そこに住む人達が基本でありますから、住んでいる方達を大事にすることが町の使命であります。そういう方々に不満を感じさせないように、そして、お互いに生きていて良かったな、頑張れて良かったなと、そういうまちづくりのために精一杯今後とも努力してまいりたいと思っています。よろしくお願い申し上げますと答弁とさせ

ていただきます。ありがとうございました。

議長（城之内一男君）

よろしいですか。

以上で、鎌形寿一君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第6、特別委員会調査報告、東庄町議会改革に関する調査研究についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員会委員長、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

それでは、議会改革特別委員会、調査報告を申し上げます。議会改革特別委員会として、継続調査をしてまいりました、「東庄町議会改革に関する調査研究」について、その経過と結果を申し上げます。

平成30年6月8日の特別委員会設置以来、計11回の委員会を開催し、種々の観点から鋭意検討を重ね、令和元年7月23日開催の第11回委員会で結論を得ることが出来ました。

まず、第3回委員会では、正副議長選挙の実施において、就任を希望する者が議会運営に係る所信や抱負を述べる場を設けてはどうかという事項について検討・協議いたした結果、所信表明会を全員協議会の場で行うことといたしました。

次に、本会議における一般質問の一問一答方式について検討するため、近隣の成田市議会本会議を委員全員で傍聴し、第5回委員会において、当議会でも導入することと決定いたし、平成31年3月定例会より、新方式での一般質問を行うことといたしました。そして、その後の第9回委員会で一般質問の仕方について検証・議論を重ねた結果、今後も新方式で行うことと決定し、現在に至っております。

次に、社会情勢などを勘案し、文言を整理する必要から、議会会議規則の一部改正と、傍聴しやすい環境作りを行うために、現在の議場概要に合わせ、議会傍聴規則の全部改正について協議いたしました。これについては、法規審査会において承認されておりますので、当委員会において規則の改正を行うことと決定いたしました。

また、この他、本会議中継に伴う議場のIT化とペーパーレスについては、引き

続き協議・検討する必要があると考えます。

今期で議会改革が終了というわけではありません。東庄議会が町民の皆様に信頼していただくため、今後も議論を深め、議会としての使命が果たせるよう、全議員が努力していかねばならないと考えています。

以上で、議会改革特別委員会の調査報告を終わります。

議長（城之内一男君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については、以上の報告をもって、調査を終了することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、東庄町議会改革に関する調査・研究については、これを終了することに決定しました。

日程第7、発議第1号、東庄町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（城之内一男君）

本案について、提案理由の説明を求めます。

10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

それでは、ただいま議題となりました発議第1号、東庄町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて、提案理由とその内容につきましてご説明申し上げます。

これは、地方自治法第120条により、東庄町議会会議規則第2条については、

議会における欠席の届け出の取り扱いに関し、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席も新たに規定するものです。同じく第120条中の携帯品についても、現在の社会情勢を勘案し、改正する必要性が生じたことによるものです。

また、第50条第1項及び第93条第1項につきましては、文言の整理によるものです。

以上の理由により、議会改革特別委員会において、議会会議規則の一部を改正する規則を制定することと決定いたしました。詳細につきましては、別添の新旧対照表を参照願います。また、この規則は公布の日から施行することになります。

以上で、発議第1号の提案理由と内容説明を終わります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（城之内一男君）

これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

討論なしと認めます。

これから、発議第1号、東庄町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（城之内一男君）

起立全員です。

従って、発議第1号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

明日の会議は定刻にご参集願います。

ご苦労さまでした。

（午後 3時38分 延会）